

1-1 長岡市防災会議委員

令和3年2月1日現在

会長 長岡市長 磯田 達伸

番号	条例区分	所属機関	職名	氏名
1	1号	北陸地方整備局信濃川河川事務所	事務所長	室 永 武 司
2		北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	事務所長	足 立 文 玄
3		北陸地方整備局長岡国道事務所	事務所長	松 永 和 彦
4		北陸農政局新潟県拠点	総括農政業務管理官	小 柳 利 勝
5		新潟海上保安部	部長	長 谷 川 裕 久
6		陸上自衛隊第2普通科連隊	第2中隊長	石 川 貴 俊
7		新潟地方気象台	台長	大 矢 正 克
8	2号	新潟県防災局原子力安全対策課	課長	原 直 人
9		長岡地域振興局地域整備部	部長	棚 橋 元
10		長岡地域振興局農林振興部	部長	牛 腸 真 吾
11		長岡地域振興局健康福祉環境部	部長	本 間 満
12	3号	長岡警察署	署長	山 崎 和 幸
13		見附警察署	署長	荒 木 勇 人
14		与板警察署	署長	渡 邁 幸 治
15		柏崎警察署	署長	金 子 隆
16		小千谷警察署	署長	岡 村 正 之
17	4号	長岡市	副市長	高 見 真 二
18		長岡市	地域政策監	大 滝 靖
19		長岡市	危機管理防災本部長 (兼原子力安全対策室長)	星 雅 人
20		長岡市	水道局長	葦 沢 由 明
21		長岡市	議会事務局長	腮 尾 理
22	5号	長岡市教育委員会	教育長	金 澤 俊 道
23	6号	長岡市消防本部	消防長	高 坂 篤
24		長岡市消防団	消防団長	鈴 木 守
25	7号	原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所	所長	渡 邁 健 一
26		国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター	センター長	上 石 熱
27		東日本高速道路株式会社新潟支社長岡管理事務所	所長	多 田 明 彦
28		東日本旅客鉄道株式会社新潟支社長岡駅	長岡駅長	綿 貫 茂
29		東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店	支店長	飯 塚 智
30		日本赤十字社長岡赤十字病院	院長	川 嶋 祯 之
31		日本放送協会新潟放送局長岡支局	支局長	山 下 達 也
32		日本通運株式会社中越支店	支店長	田 中 一 嘉
33		東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センター	所長	山 田 雅 裕
34		新潟県長岡郷耕地協議会	会長	川 上 東 陽
35		北陸ガス株式会社長岡供給センター	センター長	田 中 聰
36		越後交通株式会社	常務取締役	丸 山 高 明
37		株式会社新潟放送長岡支社	支社長	丹 羽 崇
38		株式会社新潟日報社長岡支社	執行役員長岡支社長	八 木 浩 幸
39		長岡市社会福祉協議会	会長	本 田 史 朗
40		越後ながおか農業協同組合	経営管理委員会 会長	野 口 剛
41		長岡商工会議所	副会頭	細 川 恭 一
42		一般社団法人長岡市医師会	理事	川 嶋 祯 之
43		一般社団法人長岡市薬剤師会	会長	上 村 宏
44		株式会社エヌ・シイ・ティ	取締役地域情報部長	大 久 保 泰 宏
45		長岡移動電話システム株式会社(FMながおか)	代表取締役社長	脇 屋 雄 介
46		株式会社ドコモCS新潟支店	ネットワーク部長	岡 野 由 樹
47	8号	新潟県中越大震災「女たちの震災復興」を推進する会	代表	樋 熊 憲 子
48		社会福祉法人淨英会長生保育園	園長	三 条 公 子
49		特定非営利活動法人市民協働ネットワーク長岡	代表理事	羽 賀 友 信
		計		49人

1－2 長岡市防災会議条例

昭和39年10月10日 条例第53号

最近改正 平成24年 9月28日 条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、長岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は70人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員で市長が定める職にあるもの
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にあるもの
 - (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にあるもの
 - (4) 本市の職員で市長が定める職にあるもの
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の長又はその職員で市長が定める職にあるもの
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、地域防災に関する知識又は経験を有する者
- 6 委員が、前項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査、研究させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関その他の地方行政機関の職員、新潟県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査、研究が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 防災会議にその定めるところにより部会を置くことができる。
- 2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年10月15日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年6月23日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年12月23日条例第48号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長岡市防災会議条例第3条第5項に規定する委員の定数については、この条例による改正前の長岡市防災会議条例の規定により委嘱され、又は任命された者が任期を有する間は、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月24日条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(長岡市水防協議会条例の廃止)
- 2 長岡市水防協議会条例(昭和25年長岡市告示第56号)は、廃止する。

附 則(平成13年12月26日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日後最初に任命する第3条第5項第7号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成18年4月30日までとする。

附 則(平成17年12月28日条例第258号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日後最初に任命する第3条第5項第7号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成18年4月30日までとする。

附 則(平成19年3月30日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日以後最初に任命する第3条第5項第7号の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成20年4月30日までとする。

附 則(平成22年3月30日条例第34号)

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に任命する改正後の長岡市防災会議条例第3条第5項第8号の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

1－3 長岡市防災会議運営規程

昭和40年6月2日 防会告示第1号

最近改正 平成19年3月30日 防会告示第2号

(目的)

第1条 この規程は、長岡市防災会議条例(昭和39年長岡市条例第53号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、長岡市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 団体の職にあることにより委嘱され、又は任命された委員は、自らに事故があるときは、その職を代理し、又は補佐する者に当該委員の職務を代理させることができる。

(会長の職務代理)

第3条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、市長の職務を代理する副市長の職にある委員とする。

2 前項の規定により副市長が会長の職務を代理する場合の順位は、市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成19年長岡市規則第5号)で定める順序による。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適當と認める者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専決処理)

第5条 緊急その他やむを得ない理由により会議を招集するいとまがないと認めるときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決処理することができる。

2 前項の規定により専決処理したときは、会長は、その旨を次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(部会)

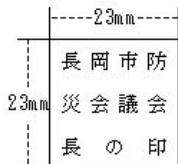
第6条 会長は、必要的都度その事務を定めて部会を開くことができる。

(異動等の報告)

第7条 委員は、条例第3条第6項の規定に該当したときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(公印)

第8条 会長の公印を次のように定める。



書体は、てん書とする。

(公表の方法)

第9条 長岡市地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他会議が行う公表は、長岡市公告式条例(昭和25年長岡市告示第42号)を準用して行う。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、危機管理防災本部において行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるものほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和40年6月2日から施行する。

附 則(昭和46年5月19日防会告示第1号)

この規程は、公表の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年6月2日防会告示第1号)

(施行期日等)

1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市防災会議運営規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程施行の日前においてなされた手続等については、それぞれ改正後の規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(昭和62年3月25日防会告示第2号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月1日防会告示第3号)

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年7月12日防会告示第1号)

この規程は、昭和63年7月12日から施行する。

附 則(平成10年3月31日防会告示第3号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月1日防会告示第3号)

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日防会告示第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月18日防会告示第2号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日防会告示第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

1－4 長岡市災害対策本部条例

昭和39年10月10日 条例第54号

最近改正 平成24年9月28日 条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、長岡市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部長は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(局及び部)

第3条 本部長は、本部に事務局(以下「局」という。)及び部を置くことができる。

2 局に局長、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

3 局長は局の事務、部長は部の事務を掌理する。

4 局及び部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1－5 長岡市災害対策本部規程

昭和54年8月15日 災害対策本部告示第1号
最近改正 令和2年3月31日 災害対策本部告示第3号

長岡市災害対策本部規程（昭和40年長岡市災害対策本部告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、長岡市災害対策本部条例（昭和39年長岡市条例第54号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、長岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第2条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位は、市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（令和元年長岡市規則第25号）で定める順序による。

（本部員）

第3条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

教育長 地域政策監 危機管理監 政策監 地方創生推進部長 総務部長 財務部長
危機管理防災本部長 原子力安全対策室長 地域振興戦略部長 市民協働推進部長 福祉保健部長 環境部長 商工部長 観光・交流部長 農林水産部長 都市整備部長 中心市街地整備室長 土木部長 支所長 会計管理者 水道局長 消防長 教育部長 子ども未来部長 議会事務局長

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

（本部会議）

第4条 本部は、次の各号に掲げる事項について協議し、決定するため、本部会議を置く。

- (1) 本部の出動体制及び解除の決定に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)又は災害発生情報に関する事。
- (4) 避難所の開設及び閉鎖に関する事。
- (5) 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体等に対する応援要請連絡に関する事。

ること。

(6) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長の命じた本部の職員で組織する。

3 本部会議は、必要なつど本部長が招集し、本部長がその会議の議長に当たる。

(本部の組織及び事務分掌)

第5条 本部に部及び班を置くものとし、その構成及び事務分掌は別に定める長岡市災害対策本部の組織及び事務分掌（以下「本部の組織及び事務分掌」という。）のとおりとする。

(部長等の設置)

第6条 部に、部長のほか必要に応じて副部長を置く。

2 班に、班長、副班長及び班員を置く。

3 部長、副部長、班長及び副班長は、本部の組織及び事務分掌に掲げる者をもって充てる。

4 副部長は、部長を補佐する。

5 班長は、部長の命を受けて班の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

6 副班長は、班長を助け、班長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 班員は、前2項に定める者の所属職員をもって充て、班長の命を受けて班務に従事する。

(現地災害対策本部)

第7条 本部長は、支所の所管する地域において緊急かつ適確な災害応急対策の実施を図る必要があると認めた場合は、支所に現地災害対策本部を置く。

2 現地災害対策本部長は、支所長をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部を統括し、所属部員を指揮監督する。

(原子力災害現地対策本部)

第8条 本部長は、原子力災害時における災害対策本部の設置と同時に、国の災害対策本部との連絡調整を図るため、新潟県柏崎刈羽原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を置く。

2 原子力災害現地対策本部長は、副市長をもって充てる。

3 原子力災害現地対策本部長は、本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部を統括し、

所属部員を指揮監督する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（昭和55年8月1日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月31日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和56年7月31日から施行する。

附 則（昭和57年8月3日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和57年8月3日から施行する。

附 則（昭和58年8月15日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和58年8月15日から施行する。

附 則（昭和59年4月25日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年7月22日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年10月23日災対本部告示第2号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、昭和62年10月1日から適用する。

附 則（昭和63年7月12日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和63年7月12日から施行する。

附 則（平成5年5月25日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成7年4月20日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月1日災対本部告示第2号）

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月18日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成15年4月4日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日災対本部告示第2号）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年10月1日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日災対本部告示第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月8日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日災対本部告示第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日災対本部告示第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月1日災対本部告示第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(令和元年7月12日災対本部告示第2号)

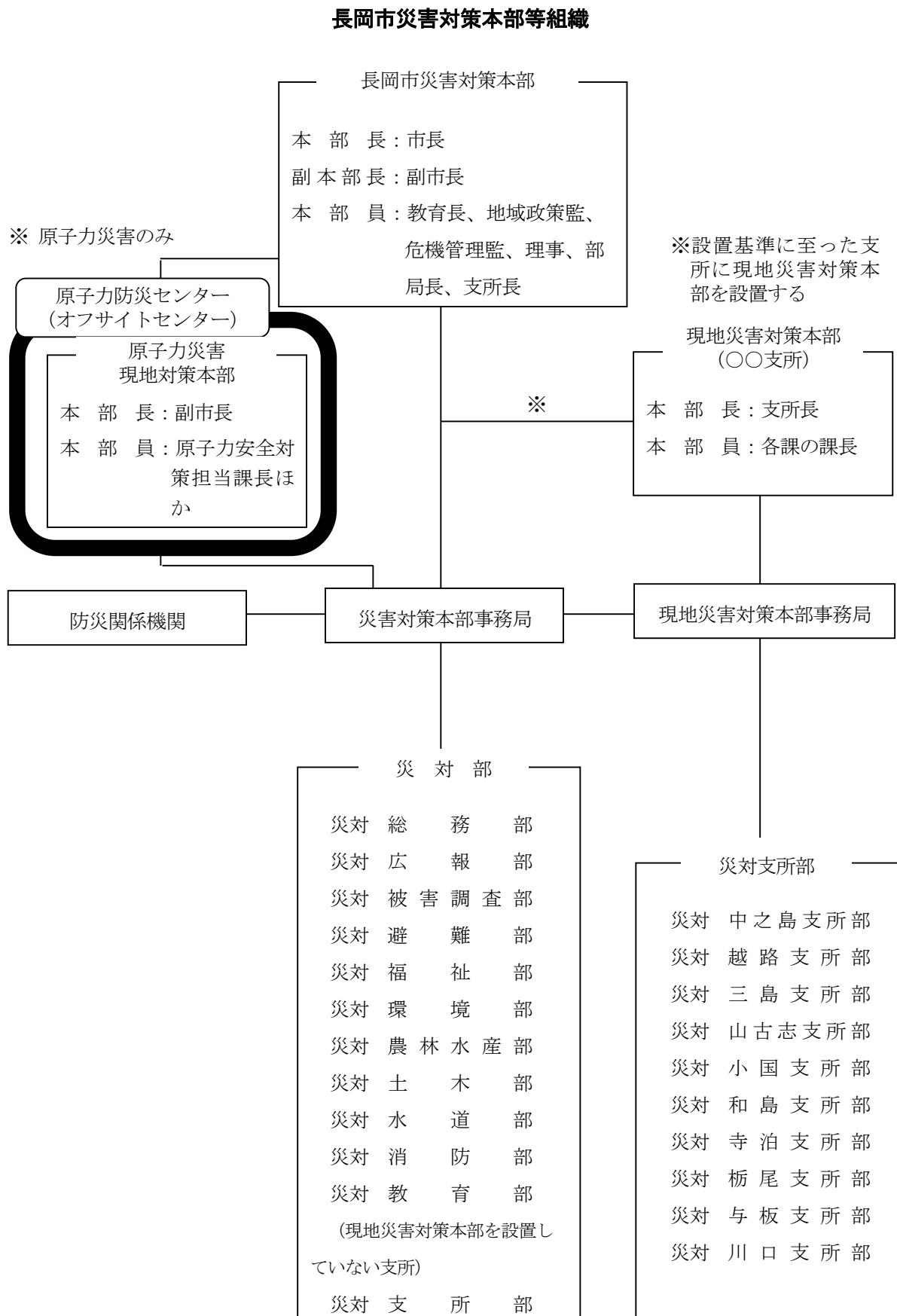
この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則(令和2年3月31日災対本部告示第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

1－6 長岡市災害対策本部の組織及び事務分掌

1 災害対策本部組織



2 事務分掌

(1) 災害対策本部

ア 本部会議

本部会議	本 部 長：市長 副本部長：副市長 本 部 員：教育長 地域政策監 危機管理監 政策監 地方創生推進部長 総務部長 財務部長 危機管理防災本部長 原子力安全対策室長 地域 振興戦略部長 市民協働推進部長 福祉保健部長 環境部長 商工部長 観光・交流部長 農林水産部長 都市整備部長 中心市街地整備室長 土木部長 支所長 会計管理者 水道局長 消防長 教育部長 子ども 未来部長 議会事務局長
------	--

所掌事務

- ・本部の出動体制及び解除の決定
- ・重要な災害情報の収集及び伝達
- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)又は災害発生情報に関すること
- ・避難所の開設及び閉鎖
- ・県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体等に対する応援要請
- ・災害対策経費の処理
- ・その他災害対策に関する重要事項
- ・(原子力災害)避難、屋内退避、受入れに係る準備情報、勧告及び指示又は解除に関すること
- ・(原子力災害)現地事故対策連絡会議への職員派遣
- ・(原子力災害)原子力災害合同対策協議会への職員派遣
- ・(原子力災害)複合災害対策に関すること

※ (原子力災害)は、原子力災害単独事務

イ 本部事務局

本部事務局	局長：危機管理防災本部長
※ (原子力災害)は、原子力災害時のみ	局員：危機管理防災本部、原子力安全対策室(原子力災害)、交通政策課(原子力災害)及び本部事務局長があらかじめ指名した職員

所掌事務

- ・災害対策本部の運営
- ・本部長の命令・指示の伝達
- ・災害情報の収集・伝達の統括
- ・現地災害対策本部との連絡調整
- ・災害応急対策の調整
- ・災対部との連絡調整
- ・職員の非常招集
- ・国、県及び防災関係機関との連絡調整
- ・防災会議連絡員室との連絡調整
- ・(原子力災害)避難車両の確保
- ・(原子力災害)原子力災害現地対策本部との連絡調整
- ・災害救助法の適用
- ・被災者生活再建支援法の適用
- ・災害に係る陳情、請願
- ・防災無線及び通信手段の確保
- ・災害情報の収集整理、記録編集
- ・市民に対する広報
- ・報道機関への災害情報の公表
- ・外国人市民への避難支援
- ・(原子力災害)東京電力ホールディングス(株)
柏崎刈羽原子力発電所との連絡調整
- ・(原子力災害)複合災害対策に関すること
- ・(原子力災害)治安の確保

各災対部の所掌事務について

各災対部・現地災害対策本部共通事項

- 1 施設利用者の安全確保
- 2 避難所の開設・運営への協力
- 3 所管業務に係る被害調査、報告及び応急対策、応急復旧
- 4 災害対策活動状況の報告
- 5 職員の活動状況の把握、報告、適正配置
- 6 本庁・支所間の職員応援

※1 下記にかかわらず、配置先を別に指定（本部事務局、地区防災センター、災対支所部等）された職員は、指定先の災対部等に所属する。

※2 (原子力災害)は、原子力災害単独事務

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
災対広報部	部長 地方創生推進部長 副部長 議会事務局長		秘書課 広報課 議会総務課（係長以上及び総務秘書係）	1 広報手段の確保 2 市民及び報道機関への広報 3 議会の運営、連絡調整	<ul style="list-style-type: none">・ 広報・広聴活動・ 住民等避難対策の周知
災対総務部	部長 総務部長 副部長 観光・交流部長 中心市街地整備室長 会計管理者 中心市街地整備室次長	班長 人事課長（総務班支援担当） 行政管理課長（総務班業務継続担当） 副班長 イノベーション推進課長 政策企画課長 シティプロモーション担当課長 ながおか・若者・しごと機構推進課長 ICT推進担当課長 コンプライアンス課長	イノベーション推進課 政策企画課 ながおか・若者・しごと機構推進課 人事課 行政管理課 コンプライアンス課 政策企画課 財政課 契約検査課 管財課車両管理センター 管財課施設マネジメント室	<支援担当> 1 状況に応じた各災対部及び支所等の支援 <業務継続担当> 1 災害時に優先すべき通常業務 2 状況に応じた各災対部及び支所等の支援 <各班・担当共通> 1 職員の活動状況の把握及び、人員配置の調整 2 情報収集伝達、被害状況集約	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部の組織・運営・ 災害対策本部の組織・運営・ 広報・広聴活動・ (原子力災害)活動体制の確立

	庶務課長 工事検査監 財政課長 契約検査課長 施設マネジメント担当課長 市民税課長 収納課長 地域振興戦略担当課長 人権・男女共同参画課長 文化振興課長 スポーツ振興課長 産業イノベーション課長 工業振興課長 産業立地課長 観光企画課長 観光事業課長 都市計画課長 交通政策課長 まちなか政策担当課長 まちなか整備担当課長 まちなか学び・交流施設担当課長	市民税課 収納課 地域振興戦略部 人権・男女共同参画課 文化振興課 スポーツ振興課 福祉保健部（係長以上等を除く） 商工部（産業支援課を除く） 観光・交流部（国際交流課を除く） 農水産政策課（係長以上及び一部の職員を除く） 都市計画課（土木技師等を除く） 交通政策課（土木技師等を除く） 中心市街地整備室（土木技師等を除く） 議会総務課（係長以上等を除く） 中央図書館（係長以上等除く） 科学博物館（係長以上等除く） 保育課（保育士等） 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局（係長以上及び一部の職員を除く）	3 本部事務局の事務支援 4 他の災対部が所掌しない災害対応業務 5 応援職員の受け入れ、配置 6 職員とその家族の被災状況の把握 7 食料品、生活必需品、応急物資等の搬送 8 災害対策用車両の確保 9 (原子力災害)職員の被ばく管理 10 (原子力災害)避難先への職員派遣 11 (原子力災害)緊急輸送活動 12 (原子力災害)風評被害等への対応 13 (原子力災害)一時滞在者の安全確保	・ (原子力災害)屋内退避、避難、受入れ等の防護活動 ・ (原子力災害)緊急輸送活動
	総合窓口班 班長 市民窓口サービス課長 副班長 市民課長	市民窓口サービス課 福祉課福祉窓口係 生活支援課市営住宅相談室 市民課	1 総合窓口業務の継続 2 災害対応業務に連動して発生する特設窓口業務（コールセンター、支援窓口等） 3 市民からの問い合わせ等の取りまとめ	

		外国人対応班 班長 国際交流課長	国際交流課	1 被災外国人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の支援対策 (原子力災害)屋内退避、避難、受入れ等の防護活動
		システム維持班 班長 情報システム管理課長	情報システム管理課	1 庁内ネットワークの応急対策及び維持	
		会計班 班長 会計課長	会計課	1 義援金の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 義援金の受入れ・配分
災対被害調査部	部長 財務部長 副部長 都市整備部長		資産税課 管財課（アオーレ管理係、車両管理センター、施設マネジメント室を除く） 建築・開発審査課 住宅施設課 教育施設課 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に認定登録をしている職員のうち災対被害調査部として指定された職員 (長岡市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル掲載)	1 家屋の被害認定調査 2 建物等の応急危険度判定 3 市有施設の被害調査、復旧支援 4 被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行 5 応急住宅の対策	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書発行対策 宅地等の応急危険度判定 建物の応急危険度判定 応急住宅対策
災対避難部	部長 市民協働推進部長 副部長 地域振興戦略部長 商工部長		管財課アオーレ管理係 市民協働課 産業支援課 地区防災センター職員として指定された職員	1 地区防災センター及び避難所の開設・運営に關すること 2 避難所要望の取りまとめ 3 食料品、生活必需品、応急物資等の手配 <ul style="list-style-type: none"> 民間流通在庫活用等による物資等供給 全国からの救援物資への対応 4 アオーレ長岡の被害調査、応急復旧 5 帰宅困難者の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> 住民と施設と行政の協働による避難所運営 車中泊など避難所以外避難者への支援 ボランティアとの協働

				6 (原子力災害)退避、避難、集合場所の開設及び避難者の収容	
災対福祉部	部長 福祉保健部長 副部長 福祉総務課長		福祉総務課 福祉課（係長以上、一部の職員及び保健師） 生活支援課（係長以上、一部の職員） 介護保険課（係長以上、一部の職員及び保健師） 長寿はつらつ課（係長以上、一部の職員及び保健師） 国保年金課（係長以上、一部の職員及び保健師） 健康課	1 福祉避難所、救護所等に関すること 2 ボランティアの受入れ、配置等 3 要配慮者に関すること 4 義援金の配分 5 応援医療救護班の受入れ、救護所への配置 6 医薬材料の手配、管理、供給 7 (原子力災害) 安定ヨウ素剤の配布・服用への協力 8 (原子力災害) 緊急被ばく医療への協力 9 (原子力災害) 国、県による飲食物の摂取制限等に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民と施設と行政の協働による避難所運営 ・ 車中泊など避難所外避難者への支援 ・ ボランティアとの協働 ・ 要配慮者の支援対策 ・ 義援金の受入れ・配分 ・ 医療救護活動 ・ 避難所における防疫保健衛生対策 ・ (原子力災害) 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動 ・ (原子力災害) 自発的支援の受入れ等 ・ (原子力災害) 救助・救急、消火及び医療活動
災対環境部	部長 環境部長 副部長 環境政策課長		環境部	1 環境汚染の防止対策 2 し尿、ごみ収集及び仮設トイレの設置、管理 3 ごみ処理施設、し尿処理施設の被害調査、応急復旧 4 (原子力災害) 放射性物質による汚染状況調査 5 (原子力災害) 県の緊急時モニタリングに対する協力 6 (原子力災害) 汚染物質の除去及び除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理 ・ 危険物等施設の応急対策 ・ トイレ利用対策 ・ ペットの保護対策 ・ (原子力災害) 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 ・ (原子力災害) 緊急事態解除宣言後の対応
災対農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林整備課長		農林整備課 農水産政策課（係長以上及び一部の職員） 農業委員会事務局（係長以上及び一部の職員）	1 農道・田畠等の被害調査 2 地すべり、土砂災害等二次災害の予防 3 (原子力災害) 風評被害等への対応 4 (原子力災害) 国、県による飲食物の摂取制限等に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・農業用施設の応急対策 ・ 治山・砂防施設等の応急対策 ・ (原子力災害) 産業等への支援

災対土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長		土木部 公園緑地課 都市整備部及び中心市街地整備室の係長以上を除く土木技師	1 道路・橋梁等の被害調査、応急対応 2 緊急道路障害物の撤去、交通確保 3 下水道施設の被害調査、応急復旧 4 地すべり、破堤等二次災害の予防 5 公園緑地、児童遊園、街路樹等の被害調査、応急復旧 6 支所支援 7 (原子力災害)国、県による住民等の避難誘導に対する協力 8 (原子力災害)緊急輸送のための交通確保	・ 道路・橋梁・トンネル等の応急対策 ・ 道路・河川における障害物除去 ・ ライフライン応急対策（下水道） ・ 治山・砂防施設等の応急対策 ・ 河川・海岸施設の応急対策 ・ 公園施設の応急対策 ・ (原子力災害)屋内退避、避難、受け入れ ・ (原子力災害)緊急輸送活動
災対水道部	部長 水道局長 副部長 業務課長		水道局	1 水道施設被害調査、応急復旧 2 飲料水の確保、応急給水 3 (原子力災害)水道水の汚染状況調査、給水停止、摂取制限	・ ライフライン応急対策 ・ (原子力災害)飲食物の出荷制限、摂取
災対消防部	部長 消防長 副部長 消防本部次長		消防本部	1 消火、救急、救助 2 傷病者搬送 3 災害時の行方不明者の捜索 4 避難の伝達、誘導 5 広域消防応援、緊急消防援助隊等への要請 6 火災の予防 7 (原子力災害)消防職員の被ばく管理	・ 消火 ・ 救急・救助活動 ・ 医療救護活動 ・ 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬 ・ 防災関係機関の相互協力体制 ・ 地震情報等の伝達 ・ 住民等避難対策 ・ 通信の確保 ・ 危険物等施設の応急対策 ・ (原子力災害)情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 ・ (原子力災害)活動体制の確立 ・ (原子力災害)屋内退避、避難、受け入れ等 ・ (原子力災害)救助・救急、消火及び医療活動 ・ (原子力災害)核燃料物質等の運搬中の事故

災対教育部	部長		教育総務課	1 園児、児童、生徒の安全確保、被災状況の把握 2 避難所開設・運営支援 3 心のケアの実施 4 子育てあんしんの避難所の開設・運営に 関すること 5 (原子力災害)退避、避難、集合場所の開 設及び避難者の収容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における応急対策 ・住民と施設と行政の協働による避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ・車中泊などの避難所外避難者への支援 ・児童生徒のこころのケア対策 ・(原子力災害)屋内退避、避難、受入れ等の防護活動
	教育部長		学務課		
	副部長		学校教育課		
	子ども未来部長		中央図書館（係長以上、文書資料室及び栄尾美術館） 科学博物館（係長以上、郷土資料館及び寺泊水族博物館） 子ども・子育て課		
			保育課 (保育士等一部の職種を除く)		

(3) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部会議

現地本部会議	本 部 長：支所長 副本部長：地域振興課長 本 部 員：各課長
--------	---------------------------------------

所掌事務

- ・現地災害対策本部の出動体制及び解除の決定
- ・重要な災害情報の収集及び伝達
- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)又は災害発生情報に関すること
- ・避難所の開設及び閉鎖
- ・本庁に対する応援要請
- ・(原子力災害)避難、屋内退避、受入れに係る準備情報、勧告及び指示又は解除に関すること
- ・(原子力災害)複合災害対策に関すること

イ 現地災害対策本部事務局

現地災害対策本部事務局	局長：地域振興課長 局員：地域振興課職員、現地災害対策本部事務局長があらかじめ指名した職員
-------------	--

所掌事務

- ・現地災害対策本部の運営
- ・現地災害対策本部長の命令・指示の伝達
- ・災害情報の収集・伝達の統括
- ・災害対策本部との連絡調整
- ・災害応急対策の調整
- ・現地災対班との連絡調整
- ・地域住民に対する広報
- ・職員の非常招集
- ・防災無線及び通信手段の確保
- ・応援職員の受入れ、配置
- ・(原子力災害)治安の確保
- ・(原子力災害)複合災害対策に関すること

※(原子力災害)は、原子力災害単独事務

(4) 現地災害対策本部 現地災対班

災対班共通事項

- 1 施設利用者の安全確保
- 2 避難所の開設・運営への協力
- 3 所管業務に係る被害調査、報告及び応急対策、応急復旧
- 4 災害対策活動状況の報告
- 5 職員の活動状況の把握、報告、適正配置
- 6 本庁・支所間の職員応援

班長は、各所属長をもって充てる。 ※(原子力災害)は、原子力災害単独事務

班 名	所掌事務	地域防災計画主な 応急対策の関係節
災対総務班	市民生活課 産業建設課 商工観光課（栃尾）	<ol style="list-style-type: none">1 食料品の調達、配給手配2 被災住民の相談、対応3 家屋等の被害調査4 被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行5 生活必需品の調達、配給手配6 避難所への資機材の調達・配給7 救援物資の受付、仕分け、倉庫手配8 工業、商業、観光の被害調査、雇用動向 の調査9 中小企業者の資金融資のあっせん10 (原子力災害)国、県による飲食物の摂取 制限等に対する協力11 (原子力災害)一時滞在者の安全確保12 (原子力災害)風評被害等への対応

班 名		所掌事務	地域防災計画主な 応急対策の関係節
災対福祉班	市民生活課	1 医療・救護 2 防疫対策 3 福祉施設・医療機関の被害調査 4 被災者の福祉相談 5 社会福祉協議会のボランティアの受入れ に関する支援、調整 6 要配慮者の支援 7 入浴支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護活動 ・ 避難所等における防疫保健衛生対策 ・ こころのケア対策 ・ ボランティアとの協働 ・ 災害時要援護者の支援対策 ・ 入浴サービスの提供
災対環境班	市民生活課	1 廃棄物（し尿、ごみ）の収集、処理 2 仮設トイレの設置、管理 3 ごみ処理施設、し尿処理施設の被害調査、 応急復旧 4 死亡畜獣の処理 5 遺体の保護、埋葬 6 (原子力災害)汚染物質の除去及び除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ利用対策 ・ 廃棄物処理 ・ ペットの保護対策 ・ 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬 ・ (原子力災害)緊急事態解除宣言後の対応
災対農林班	産業建設課 農林課（栃尾）	1 農林業施設の被害調査、応急復旧 2 農地たん水等障害物の排除 3 農林関係の被害調査 4 被災農家及び関係団体との連絡調整 5 (原子力災害)国、県による飲食物の摂取 制限等に対する協力 6 (原子力災害)風評被害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・農業用施設の応急対策 ・ 治山・砂防施設等の応急対策 ・ 農林水産業応急対策 ・ (原子力災害)飲食物の出荷制限、摂取制限等 ・ (原子力災害)産業等への支援

班名	所掌事務	地域防災計画主な 応急対策の関係節	
災対土木班	産業建設課 建設課（柄尾）	<p>1 河川、ダム、がけ地等災害危険区域の警戒、被害調査、応急復旧</p> <p>2 気象、河川の水位等災害情報の収集及び伝達</p> <p>3 路上障害物の排除、道路交通の確保</p> <p>4 建築物等の応急危険度調査</p> <p>5 応急仮設住宅の建設</p> <p>6 下水道施設の被害調査、機能確保、応急復旧</p> <p>7 下水処理場の適正管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋梁・トンネル等の応急対策 ・治山・砂防施設等の応急対策 ・河川・海岸施設の応急対策 ・道路・河川における障害物除去 ・宅地等の応急危険度判定 ・建物の応急危険度判定 ・応急住宅対策 ・ライフライン応急対策（下水道） ・(原子力災害)被災者等の生活再建等の支援
災対水道班 (小国、柄尾、与板)		<p>1 水道施設の被害調査、応急復旧</p> <p>2 飲料水の確保、応急給水</p> <p>3 指定工事事業者との連絡調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン応急対策（上水道）
災対教育支援班	地域振興課	<p>1 児童生徒の安全確保</p> <p>2 児童生徒の被害調査</p> <p>3 心のケアの実施</p> <p>4 避難所開設、運営の協力</p> <p>5 所管施設の被害調査、応急復旧</p> <p>6 (原子力災害)退避、避難、集合場所の開設及び避難者の収容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における応急対策 ・児童生徒のこころのケア対策 ・住民と施設と行政の協働による避難所運営 ・(原子力災害)屋内退避、避難、受入れ等の防護活動

(5) 原子力災害現地対策本部

ア 現地災害対策本部会議

現地本部会議	本 部 長：副市長 本 部 員：原子力安全対策室原子力安全対策担当課長ほか
--------	--

所掌事務

- ・(原子力災害)原子力緊急事態に関する情報交換
- ・(原子力災害)緊急事態応急対策の実施に向けた調整
- ・(原子力災害)現地事故対策連絡会議への出席
- ・(原子力災害)国の原子力災害対策本部への応急対策の実施状況の報告
- ・(原子力災害)原子力災害合同対策協議会への出席

※(原子力災害)は、原子力災害単独事務

1－7 長岡市災害救助条例

昭和51年9月14日
条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助の実施基準)

第3条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号。以下「県条例」という。)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が、県条例第2条第1号の表に定める住家滅失世帯の2分の1以上に達した場合
 - (2) 前号に定める基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要があると認めた場合
 - (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合
- 2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたる積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類等)

第4条 救助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去

2 前項第5号から第7号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)

第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要があると認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、救助に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1－8 長岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年6月21日 条例第39号

最近改正 令和2年3月26日 条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）
- 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）
- 第6章 補則（第17条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱（昭和50年9月1日）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害による精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 本市は、市民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、当該死亡者に兄弟姉妹がいるときは、当該兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給する。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（次条において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 本市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の貸付限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

世帯主の負傷の有無	損害の種類及び程度	貸付限度額
(1) 療養に要する期間がお	ア 家財についての損害金額がその家財の価額	150万円

おむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合	のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	
	イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	ウ 住居が半壊した場合	270万円
	エ 住居が全壊した場合	350万円
(2) 世帯主の負傷がない場合	ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	イ 住居が半壊した場合	170万円
	ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
	エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合	350万円
(3) (1)のウ又は(2)のイ若しくはウに該当する場合において、当該住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊す必要がある場合等特別の事情があるときは、(1)のウ中「270万円」とあるのは「350万円」と、(2)のイ中「170万円」とあるのは「250万円」と、(2)のウ中「250万円」とあるのは「350万円」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。		

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

（保証人）

第14条の2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 債還方法は、元金均等償還とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

3 債還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、

第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

ただし、違約金については、その額が100円未満のときは、徴収しないものとする。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

(支給審査委員会の設置)

第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する必要が生じた場合は、支給審査委員会を設置することができる。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中之島村条例第17号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年越路町条例第19号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三島町条例第23号）、山古志村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年山古志村条例第22号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小国町条例第25号）の規定によりなされた貸付けは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前になされた貸付けの利率については、なお従前の例による。

(平成18年1月1日の編入に伴う経過措置)

4 和島村、寺泊町、栃尾市及び与板町（次項において「編入市町村」という。）の編入の日（次項において「編入日」という。）前に、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年和島村条例第26号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年寺泊町条例第22号）、栃尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年栃尾市条例第23号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和61年与板町条例第25号）（次項において「編入前の条例」と総称する。）の規定によりなされた貸付けは、この条例の相当規定によりなされた貸付けとみなす。

5 編入日前に編入市町村においてなされた貸付けの利率については、なお編入前の条例の

規定の例による。

(平成22年3月31日の編入に伴う経過措置)

6 川口町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に、川口町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年川口町条例第12号。次項において「川口町条例」という。）の規定によりなされた貸付けは、この条例の相当規定によりなされた貸付けとみなす。

7 編入日前に編入前の川口町においてなされた貸付けの利率については、なお川口町条例の規定の例による。

(東日本大震災に係る償還期間等の特例)

8 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては、無利子）」とする。

9 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則（昭和52年3月25日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

2 この条例による改正後の長岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和52年1月23日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和53年6月30日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

2 この条例による改正後の長岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する

条例の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和56年6月30日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用日）

- 2 この条例による改正後の長岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和55年12月30日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和57年12月22日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用日）

- 2 この条例による改正後の長岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年12月1日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和61年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月24日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用日）

- 2 この条例による改正後の長岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月20日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第27号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第259号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第35号）

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成23年7月7日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8項及び附則第9項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成23年10月3日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した者に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月29日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和2年3月26日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条第3項の規定は、令和元年8月1日から適用する。

1－9 長岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年6月21日 規則第22号

最近改正 令和2年3月26日 規則第11号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第17条）

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第18条—第25条）

第6章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、長岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年長岡市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、市民が本市の区域外で死亡したときは、その遺族に対し、死亡地の官公署が発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手續）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、同条に規定する障害者（以下この条及び次条において「障害者」という。）について次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、障害者が本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となったときは、その障害者に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署が発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（別記第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した証明書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該世帯

の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査するものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（別記第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記第4号様式）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（別記第5号様式。以下「借用書」という。）に資金の貸付けを受ける者及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(資金の貸付け)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに資金を貸し付けるものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、災害援護資金償還金支払猶予申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の支払猶予を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予承認通知書（別記第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、償還金の支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書（別記第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、災害援護資金償還違約金支払免除申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還違約金支払

免除承認通知書（別記第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還違約金支払免除不承認通知書（別記第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて資金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、資金の償還未済額の償還免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、資金の償還未済額の償還免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（別記第16号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって届け出なければならない。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

（組織）

第18条 条例第16条第1項に規定する支給審査委員会は、委員5人以内で組織する。

（委員の任期）

第19条 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、当該委員を解職又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第20条 支給審査委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、支給審査委員会の会務を総理し、支給審査委員会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第21条 支給審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要な都度市長の依頼により会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第22条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第24条 支給審査委員会の庶務は、福祉保健部健康課及び危機管理防災本部において処理する。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、支給審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が支給審査委員会に諮って別に定める。

第6章 補則

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和50年6月21日から施行する。
(編入に伴う経過措置)
- 2 中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の編入の日前に、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年中之島村規則第9号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年越路町規則第9号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年三島町規則第10号）、山古志村災害弔慰金の支給等に関する規則（昭和49年山古志村規則第8号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年小国町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた行為とみなす。
(平成18年1月1日の編入に伴う経過措置)
- 3 和島村、寺泊町、栃尾市及び与板町の編入の日前に、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年和島村規則第10号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年寺泊町規則第9号）、栃尾市災害弔慰金の支給等に関する規則（昭和49年栃尾市規則第11号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和61年与板町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた行為とみなす。
(平成22年3月31日の編入に伴う経過措置)
- 4 川口町の編入の日前に、川口町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年川口町規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた行為とみなす。
(東日本大震災に係る申込み等の特例)
- 5 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは、「平成23年特別令第14条第2項に定める日」とする。
- 6 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の規定の適用については、同条中「資金に貸付けを受ける者及び保証人の印鑑証明書」とあるのは、「資金の貸付けを受ける者の印鑑証明書」とする。

7 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項第2号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附 則（昭和57年12月22日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

2 この規則による改正後の長岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年12月1日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成17年3月31日規則第48号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日規則第151号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第35号）

この規則は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成23年7月29日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項及び附則第6項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成31年3月29日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和2年3月26日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

1－10 長岡市災害義援金配分委員会設置規程

平成17年12月28日 訓令第3号

最近改正 平成25年 3月29日 訓令第1号

(設置)

第1条 本市は、長岡市地域防災計画(昭和41年策定)に基づき、被災者に対する義援金の公平かつ効果的な配分を行うため、長岡市災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分対象者に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) すべての副市長
- (2) 危機管理監
- (3) 財務部長
- (4) 福祉保健部長

2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げる職員以外の職員を委員とすることができる。

3 市長は、特に必要があると認めたときは、社会福祉法人長岡市社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係団体の代表者等の意見を聞くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉保健部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を福祉保健部福祉総務課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成17年12月28日訓令第3号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年11月28日訓令第4号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

1－1－1 長岡市大火危険気象時の消防対策要綱

(平成4年5月22日消防本部訓令第6号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 警防対策(第3条—第8条)
- 第3章 火災防御活動(第9条)
- 第4章 火災拡大時の措置(第10条—第14条)
- 第5章 事後措置(第15条—第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、長岡市消防本部警防規程(平成4年長岡市消防本部告示第1号)第40条の規定に基づき、大火危険気象時における火災の警戒・防御について必要な事項を定め、その被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、長岡市消防管理条例(昭和39年長岡市条例第34号)に定める消防機関及び管轄区域について適用する。

第2章 警防対策

(地区)

第3条 消防署の管轄区域を警戒・防御上、次の地区に区分し、地区ごとの区域は、別表第1のとおりとする。

- (1) 中央地区
- (2) 宮内地区
- (3) 東地区
- (4) 南地区
- (5) 北地区
- (6) 大島地区
- (7) 江陽地区
- (8) 川西地区
- (9) 西地区
- (10) 関原地区
- (11) 越路地区
- (12) 山古志地区
- (13) 小国地区
- (14) 中之島地区
- (15) 三島地区
- (16) 与板地区

- (17) 和島地区
 - (18) 寺泊地区
 - (19) 栃尾地区
- (非常警戒体制の発令基準等)

第4条 警防本部長(以下「本部長」という。)は、大火危険気象時における火災の警戒・防
御のため、次の区分に従って非常警戒体制を発令する。ただし、雨又は雪を伴うときは、
発令しないことができる。

(1) 第1次非常警戒体制の発令

平均風速毎秒10メートル以上の風が1時間以上連續して吹く見込みのとき。

(2) 第2次非常警戒体制の発令

平均風速毎秒15メートル以上の風が1時間以上連續して吹く見込みのとき、又は火災
警報が発令されたとき。

(3) 第3次非常警戒体制の発令

平均風速毎秒20メートル以上の風が1時間以上連續して吹く見込みのとき。

2 本部長は、気象状況の変化に対応して非常警戒体制の発令区分を変更するものとし、
気象状況が平常に復した時点をもって非常警戒体制を解除する。

(非常警戒体制発令時の部隊強化)

第5条 本部長は、非常警戒体制の発令区分に従い、次のとおり消防部隊を強化する。

(1) 第1次非常警戒体制

ア 消防本部・消防署

勤務時間外の職員に第1次非常警戒体制の発令を通知するとともに、所要の隊員を
招集する。

イ 消防団

(ア) 消防団長、副団長、団本部員、方面隊長及び分団長に第1次非常警戒体制の發
令を通知する。

(イ) 分団長は、分団ごとに車両の担当団員6人を招集し、消防車両1台をもって警
戒勤務させる。

(ウ) 分団長は、警戒勤務する部隊及び方面隊長等との連絡手段を確保する。

(2) 第2次非常警戒体制

ア 消防本部・消防署

全職員を招集し、班及び消防部隊を編成する。

イ 消防団

(ア) 消防団長は、副団長、団本部員及び方面隊長を招集する。

(イ) 分団長は、全車両の担当団員を招集し、車両部隊を編成する。ただし、別命が
あるときは、この限りでない。

(ウ) 分団長が指定した部隊は、別表第2に定める集結場所で、その他の部隊は、分
団長の指定した場所で、それぞれ警戒勤務する。

(エ) 分団長は、車両担当以外の団員に対し、第2次非常警戒体制の発令を通知し、

いつでも招集に応じられるよう準備させる。

(3) 第3次非常警戒体制

- ア 消防団長は、全消防団員を招集する。
- イ 分団長は、小型ポンプ部隊を編成する。
- ウ 小型ポンプ部隊は、分団長の指定した場所で警戒勤務する。

(消防指揮本部の設置)

第6条 非常警戒体制時(おおむね第2次非常警戒体制時以降とする。)における警防本部の編成は、別表第3のとおりとする。

(非常警戒体制発令時の措置)

第7条 非常警戒体制の発令区分に従い、次のとおり火災の警戒・防御上の措置をとる。

(1) 第1次非常警戒体制時の措置

- ア 署隊長は、気象情報の収集に努めるとともに、通信体制の強化を図る。
- イ 消防署部隊及び消防団部隊は、機械器具の点検を行い、積載ホースの増加、大口径ノズルに交換、放水銃を車載する等、大火危険気象時の消防活動に必要な準備を行う。
- ウ 消防署部隊は、本部長が別に指示するところにより、火災予防広報を行うとともに警戒巡視を行う。

(2) 第2次非常警戒体制時の措置

- ア 署隊長は、水道局に対して増水措置を要請する等、水利の確保に努める。
- イ 分団長は、管轄区域内の自然水利の確保に努める。
- ウ 本部長は、火災警報が発令されたときは、火の使用制限、その他火災予防上必要な事項が住民に周知されるよう火災予防広報を行うとともに、警戒巡視を行う。この場合の消防署部隊及び消防団部隊の分担は、別表第4に定めるところによる。

(3) 第3次非常警戒体制時の措置

- ア 小型ポンプ部隊は、第1次警戒体制時に準じて消防活動に必要な準備を行う。
- イ 本部長は、警戒体制が長時間にわたると予想されるときは、警戒に支障がない範囲において交替で休憩を与えるものとする。
- ウ 本部長は、必要と認めるときは、消防署部隊に着装待機させることができる。

(火災出動計画)

第8条 消防署部隊の出動計画は、次に定めるところによる。

- (1) 第1出動部隊は、長岡市火災等災害出動要綱(平成10年長岡市消防本部訓令第1号)別表第2に規定する第1出動部隊及び第2出動部隊とする。
- (2) 第2出動部隊は、各地区の状況及び火災の規模、状態等により部隊増強し、出動する。
- (3) 第3出動部隊は、特命により出動する。

2 消防団部隊の出動計画は、別表第5のとおりとする。

第3章 火災防御活動

(出動部隊の任務等)

第9条 出動部隊の主な任務は、人命救助、火点制圧、延焼拡大阻止及び飛火警戒とし、その任務分担等は、出動順位によって次に定めるところによる。

(1) 第1出動部隊

- ア 人命救助、火点制圧を主な任務とする。
- イ 水利は、火災現場直近の水量豊富な水利に部署し、一挙鎮圧に努める。
- ウ 水量不足が予想される場合には、速やかに中継隊形をとる等の措置をとる。
- エ 人命危険、避難の状況、延焼状況等の把握に努め、必要に応じて第2出動等の要請を行う。

(2) 第2出動部隊

- ア 延焼拡大阻止を主な任務とする。
- イ 水利の選定は、防火水槽、プール又は自然水利とし、付近に有効な水利がないときは、水量豊富な消火栓に部署し、必要に応じて中継送水を行うものとする。
- ウ 風下側及び風横側の延焼危険対象物に予備注水を行い、延焼拡大阻止と飛火の着火防止に努める。
- エ 第1出動部隊と同時出動を命じられた第2出動部隊の任務等は、第1出動部隊の例による。

(3) 第3出動部隊

- ア 飛火警戒を主な任務とする。
- イ 高層建物の屋上等に高所監視員(2人以上、無線機携帯)を配置して飛火の飛散状況を監視させ、飛火火災の未然防止に努める。
- ウ 風下側及び風横側の飛火警戒のため、巡回部隊を巡回させる。
- エ 巡回部隊は車載拡声機、トランジスター・メガホン等を活用して付近住民及び事業所等に自衛するよう広報し、車両が進入できない小路、路地裏等は、隊員に徒步で確認させる。
- オ 水利の選定は、主として自然水利に部署し、必要に応じて中継送水を行うものとする。
- カ 常に飛火の推移、風向及び住民の動向等に注意し、部隊相互間並びに住民等との密接な連携保持に努める。

(4) 各隊に共通する火災防御活動上の留意点

- ア 筒先の進入は、風横側を原則とする。
- イ 余裕ホースを取り、かつ、風横側又は風下側からホースを延長する場合は、火の粉だまりができるよう配慮する。
- ウ 放水は、高圧放水(ノズル口径25ミリメートル以上、ノズル圧力0.35メガパスカル以上をいう。)とする。
- エ 放水時は、管そうを2人以上で保持し、危害防止に努める。
- オ 火煙の渦、走炎の事態に備えて、退路を予定しておく。
- カ 火災が拡大し、部隊が移動する場合は、単独行動を避け、隣接部隊と緊密な連携をとって行動する。

キ 火粉、トタン板、ガラス片等の飛散物から顔面を保護するため、防火ヘルメットの面体保護板を下げる。

第4章 火災拡大時の措置

(現場指揮本部及び飛火警戒本部の設置等)

第10条 本部長は、火災の状況に応じて、火災現場に別表第3の現場指揮本部及び飛火警戒本部を設置し、次の任務を遂行させる。

(1) 現場指揮本部長(現場指揮本部の長をいう。次条において同じ。)は、火災の状況、部隊の活動状況並びに道路、空地、河川の状況及び水利状況を考慮して防衛帯を決定し、延焼拡大阻止に努める。

(2) 現場指揮本部長は、火災の拡大、合流火災等により大規模な火災となったときは、長岡地域においてはおおむね別表第6の基準により、長岡地域以外の地域においては状況に応じて、次に定める要領により防衛線を設定する。

ア 防衛線は、設定する地区にブロック単位で設定する。

イ 防衛線の設定には、河川、道路、公園、空地、鉄道敷を有効に活用するものとする。

ウ 現場指揮本部長から防衛線の設定を指示された場合は、受命者は速やかに設定する。

(3) 飛火警戒本部長(飛火警戒本部の長をいう。次条において同じ。)は、飛火の状況に応じて飛火警戒区域を定め、飛火火災の未然防止に努めるとともに、避難する住民の誘導に当たる。

(各班の火災現場出動)

第11条 本部長は、火災の状況により必要と認めるとき又は現場指揮本部長若しくは飛火警戒本部長から出動要請があったときは、各班の全部又は一部を火災現場に出動させ、現場指揮体制の強化を図る。

(応援要請及び誘導員の配置等)

第12条 火災が大規模に拡大する様相を呈したときは、消防相互応援協定に基づき、近隣消防機関に対して応援要請をするものとする。この場合の応援部隊の集結場所は、別表第7のとおりとする。

2 本部長は、応援部隊の活動を円滑にするため、集結場所に誘導員を配置する。誘導員は、各班員及び各所の隊員の中から本部長が指名する。

3 誘導員は、本部長の指示に従い応援部隊を火災現場に誘導し、応援部隊がその能力を十分に発揮できるように努めなければならない。

(破壊消防)

第13条 火災が延焼拡大し、防衛帯での延焼阻止が不能と判断され、かつ、他に有効な手段がないときは、本部長の命令により延焼のおそれのある消防対象物の処分(以下「破壊消防」という。)を行うものとする。

2 破壊消防は、防衛帯担当部隊が重機運用分隊、重機業者及び土木業者等と連携してこれに当たることとする。破壊すべき建物は、本部長が指定する。

3 破壊消防に当たる部隊の指揮者は、重機操作員等を含め、破壊作業に当たる者の二次災害の防止に努めなければならない。

(関係機関への要請)

第14条 火災が大規模に拡大する様相を呈したときは、本部長は、遅滞なく、次の事項について関係機関へ要請する。

- (1) 火災状況について市長事務部局関係課に即報し、必要に応じ、長岡市地域防災計画に基づく対応を要請する。
- (2) 住民の避難誘導、交通整理、消防警戒区域の設定等消防活動を円滑に行うため、現場へ警察官の増援を要請する。
- (3) 医療救護業務の多発に備え、救急業務の協力について医師会又は医療機関に要請する。
- (4) 警防活動上著しく支障となる架線への送電停止又は架線の切断を東北電力株式会社長岡営業所に要請する。
- (5) 警防活動上支障となるガス配管への送ガス停止等を北陸ガス株式会社長岡供給センターに要請する。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、関係機関に協力を要請する。

第5章 事後措置

(残火処理等)

第15条 出動部隊は、自隊が注水部署した周辺を再燃のおそれがなくなるまで残火処理し、撤収、引揚げは、現場最高指揮者の命令によるものとする。

- 2 出動部隊引揚げ開始後も、現場最高指揮者が指定した消防署部隊及び消防団部隊は、再燃防止のため残留警戒するものとし、警戒解除、引揚げは、現場最高指揮者の命令によるものとする。
- 3 近隣消防機関の応援部隊(消防団を含む。)は、原則として延焼拡大危険がなくなった時点で引揚げさせるものとする。このとき、本部長は、別記第1号様式による応援出動報告用紙を応援部隊に交付し、報告を求めるものとする。

(出動報告)

第16条 火災出動した各隊の長(消防団にあっては、分団長)は、現場を引揚げた後、速やかに自隊の活動状況を別記第2号様式又は別記第3号様式により報告する。

- 2 前条第3項及び前項の報告に基づき、消防署は火災概要書を作成する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成5年1月25日消本訓令第2号)

この要綱は、平成5年2月8日から施行する。

附 則(平成5年9月2日消本訓令第6号)

この要綱は、平成5年9月2日から施行する。

附 則(平成10年3月31日消本訓令第4号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月17日消本訓令第3号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成13年3月2日消本訓令第2号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日消本訓令第3号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月22日消本訓令第6号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成16年7月20日消本訓令第2号)

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1中央地区の項の改正規定 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による新保土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日
- (2) 別表第1関原地区の項の改正規定中「関原町1. 2. 3. 5」を「関原町1. 2. 3. 5 関原西町 関原東町」に改める部分 土地区画整理法第103条第4項の規定による関原東部土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日
- (3) 別表第1関原地区の項の改正規定中「白鳥町」を「関原南1. 2. 3. 4. 5 白鳥町」に改める部分 関原町1丁目に係る字の区域変更の届出に関する地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づく新潟県知事の告示の効力の生ずる日

附 則(平成16年11月12日消本訓令第4号)

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、別表第1関原地区の項の改正規定については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による西津土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

附 則(平成17年3月31日消本訓令第12号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成17年4月30日までの間における改正後の別表第8の規定の適用については、同表中「三条市」とあるのは、「三条地域広域事務組合」とする。

附 則(平成17年12月28日消本訓令第27号)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年7月12日消防本部訓令第9号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年10月5日消防本部訓令第11号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年11月30日消防本部訓令第13号)

この要綱は、平成18年12月2日から施行する。

附 則(平成19年2月2日消本訓令第2号)

この要綱は、平成19年2月24日から施行する。

附 則(平成19年3月20日消本訓令第5号)

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、別表第1中之島地区の項の改正規定は、平成19年3月28日から施行する。

附 則(平成19年9月20日消本訓令第11号)

この要綱は、稲葉町、下々条町及び福島町に係る字の区域変更の届出に関する地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づく告示の効力の生ずる日から施行する。

附 則(平成20年2月19日消本訓令第6号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日消本訓令第3号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日消本訓令第5号)

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成22年11月19日消本訓令第11号)

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、第1条の改正規定中「土合町」を「土合町 長倉西町 長倉南町」に改める部分、「長倉町」を「長倉町 長倉1．2．3．4」に改める部分及び「長倉町」を「長倉町 長倉1．2．3．4 長倉西町 長倉南町」に改める部分並びに第2条の改正規定中「土合町」を「土合町 長倉西町 長倉南町」に改める部分及び「長倉町」を「長倉町 長倉1．2．3．4」に改める部分は、長倉町、美沢1丁目、土合町、鉢伏町、悠久町、悠久町3丁目及び中沢町に係る字の区域変更の届出に関して新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)別表の規定により市長が行う地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づく告示の効力の生ずる日から施行する。

附 則(平成24年3月20日消本訓令第2号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年7月9日消本訓令第4号)

この要綱は、平成24年7月14日から施行する。

附 則(平成25年11月14日消本訓令第7号)

この要綱は、平成25年11月24日から施行する。

附 則(平成26年2月21日消本訓令第3号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月31日消本訓令第6号)

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成28年2月17日消本訓令第1号)

この要綱は、平成28年2月27日から施行する。

附 則(平成29年3月10日消本訓令第4号)

この要綱は、平成29年3月25日から施行する。

附 則(平成30年3月13日消本訓令第2号)

この要綱は、平成30年2月24日から施行する。

附 則(平成30年3月19日消本訓令第3号)

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則(平成30年4月12日消本訓令第6号)

この要綱は、平成30年4月28日から施行する。

附 則(平成30年11月9日消本訓令第7号)

この要綱は、平成30年11月17日から施行する。

附 則(平成31年3月5日消本訓令第1号)

この要綱は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業中之島南部地区の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

附 則（令和2年8月13日消本訓令第5号）

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、別表第1東地区の項の改正規定については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による経営体育成基盤整備事業川東中央地区の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地区	区域
中央地区	旭町1. 2 愛宕1. 2. 3 新町1. 2. 3 石内1. 2 泉1. 2 上田町 大手通1. 2 大町1. 2. 3 大町 沖田1. 2. 3 表町1. 2. 3. 4 柏町1. 2 春日1. 2 学校町1. 2. 3 金房1. 2. 3 川 崎1. 2. 3. 4. 5. 6 川崎町 神田町1. 2. 3 閑東町 草生津1. 2. 3 草生津町 稽古町 今 朝白1. 2. 3 琴平1. 2. 3 寿1. 2. 3 吳服町1. 2 坂之上町1. 2. 3 幸町1. 2. 3 藏王1. 2. 3 藏王町 地藏1. 2 信濃1. 2 城内町1. 2. 3 城岡1. 2. 3 城岡町 昭和1. 2 四郎丸 1. 2. 3. 4 四郎丸町 水道町1. 2. 3. 4. 5 末広1. 2. 3 住吉1. 2. 3 千歳1. 2. 3 千 手1. 2. 3 台町1. 2 土合1. 2. 3. 4. 5 土合町 長倉西町 長倉南町 殿町1. 2. 3 中島1. 2. 3. 4. 5. 6. 7 永田1. 2. 3. 4 永田町 長町1. 2 新保1. 2. 3. 4. 5. 6 新保町 西 新町1. 2 西神田町1. 2 西神田町 錦1. 2. 3 西藏王1. 2. 3 西千手1. 2. 3 日赤町1. 2. 3 花園1. 2. 3 花園東1. 2 花園南1. 2 東新町1. 2. 3 東新町 東大町 東神田1. 2. 3 東藏王1. 2. 3 東栄1. 2. 3 東坂之上町1. 2. 3 福住1. 2. 3 袋町1. 2. 3 船江町 千場 1. 2 堀金1. 2. 3 堀金町 本町1. 2. 3 前田1. 2. 3 松葉1. 2 美沢1. 2. 3. 4 美園1. 2 南町1. 2. 3 宮原1. 2. 3 柳原町 山田1. 2. 3 豊1. 2 弓町1. 2 渡里町 大手大橋 藏 王橋 長生橋 長岡大橋
宮内地区	青山新町 曙1. 2. 3 旭岡1. 2 今井1. 2. 3 今井町 大宮町 要町1. 2. 3 左近1. 2. 3 左近町 笹崎1. 2. 3 沢田1. 2. 3 三和1. 2. 3 三和町 上条町 摂田屋1. 2. 3. 4. 5 摂 田屋町 豊田町 南陽1. 2 西宮内1. 2 東宮内町 平島1. 2. 3 平島町 曲新町1. 2. 3 曲 新町 水梨町 宮内1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8 宮内町 宮栄1. 2. 3 フェニックス大橋
東地区	青木町 麻生田町 浦瀬町 乙吉町 御山町 柿町 加津保町 桂町 亀崎町 川中 成願寺町 栖吉町 高畠町 高町1. 2. 3. 4 千代栄町 長倉町 長倉1. 2. 3. 4 中沢1. 2. 3. 4 中沢 町 中貫町1. 2. 3 西片貝町 鉢伏町 東片貝町 町田町 水穴町 宮路町 悠久町1. 2. 3. 4 悠久町 若草町1. 2. 3 八方台
南地区	青島町 青山町 岩野(信濃川右岸) 大川原町 片田町 釜ヶ島(信濃川右岸) 釜沢町 上前島 1. 2. 3 上前島町 下条町 鶯巣町 三俵野町 定明町 高島町 滝谷町 竹之高地町 竹町 十日町 豊詰町 中潟町 濁沢町 前島町 妙見町 六日市町 村松町 横枕町 蓬平町 渡沢 町 越の大橋
北地区	稻葉町 稲保1. 2. 3. 4 稲保南1 亀貝町 川辺町 北園町 北富島 黒津町 小曾根町 七軒 町 下々条1. 2. 3. 4 下々条町 新組町 新組南町 十二潟町 大黒町 高見1. 2 高見町 宝 1. 2. 3. 4. 5 天神町 富島町 中瀬1. 2 原町1. 2 東高見1. 2 百束町 福井町 福島町 北陽1. 2. 3 宮下町 四ツ屋町 信濃川右岸の下川西の区域
大島地区	大島新町1. 2. 3. 4. 5 大島本町1. 2. 3. 4. 5 大山1. 2. 3 北山1. 2. 3. 4 北山町 希 望が丘1. 2. 3. 4 希望が丘南5. 6 小沢町 古正寺1. 2. 3 古正寺町 堺東町 下山1. 2. 3. 4. 5. 6 下山町 千秋1. 2. 3. 4 寺島町 三ツ郷屋1. 2 三ツ郷屋町 緑町1. 2. 3
江陽地区	荻野1. 2 荻野町 上野町 江陽1. 2 下柳1. 2. 3 下柳町 堤町 鉄工町1. 2 蓼潟1. 2. 3. 4. 5 蓼潟町 藤沢1. 2 藤沢町 卷島町 卷島1. 2 横山町 宮関1. 2. 3. 4 宮関町 渡場

	町 高速自動車道（北陸道上り長岡北スマートICから長岡ICまで、北陸道下り長岡北スマートICから中之島・見附ICまで）
川西地区	雨池町 王番田町 大荒戸町 上柳町 河根川町 川袋町 雁島町 黒津町(信濃川左岸) 堺町 三之宮町 寺宝町 新開町 李崎町 芹川町 高瀬町 高野町 成沢町 花井町 福戸町 福道 町 横下町 南新保町 脇川新田町
西地区	大字日越 大積折渡町 大積熊上町 大積千本町 大積善間町 大積高鳥町 大積田代町 大積 灰下町 大積三島谷町 大積町1. 2. 3 親沢町 上富岡1. 2 上富岡町 雲出町 五反田町 才 津町 才津東町 才津西町 才津南町 西陵町 高寺町 高頭町 長峰町 深沢町 福田町 藤 橋1. 2 宮本東方町 宮本堀之内町 宮本町1. 2. 3. 4
関原地区	青葉台1. 2. 3. 4. 5 石動町 石動南町 上除町西1. 2 上除町 喜多町 白鳥町 新産1. 2. 3. 4 新産東町 新陽1. 2 関原西町 関原東町 関原町1. 2. 3. 5 関原南1. 2. 3. 4. 5 七 日町 西津町 福山町 宝地町 南七日町 陽光台1. 2. 3. 4. 5 高速自動車道(北陸道上り長 岡ICから西山ICまで、北陸道下り長岡ICから長岡北スマートIC まで、関越道上り長岡ICから長 岡南越路スマートICまで)
越路地区	朝日 飯島 飯島善兵衛古新田 飯塚 岩田 岩野 浦 上新田 神谷 釜ヶ島 北野 越路中 沢 越路中島 篠花 沢下条 下新田 千谷沢 塚野山 西谷 西野 東谷 不動沢 南島新田 来迎寺 越路橋 高速自動車道（関越道上り長岡南越路スマートICから小千谷ICまで、関越道下 り長岡南越路スマートICから長岡ICまで）
山古志地区	山古志竹沢 山古志種茅原 山古志南平 山古志東竹沢 山古志虫亀
小国地区	小国町相野原 小国町新町 小国町大貝 小国町小国沢 小国町上岩田 小国町上新田 小国町 上谷内 小国町上谷内新田 小国町桐沢 小国町小栗山 小国町苔野島 小国町下新田 小国町 諫訪井 小国町武石 小国町太郎丸 小国町千谷沢 小国町七日町 小国町檜沢 小国町二本柳 小国町八王子 小国町原 小国町法坂 小国町法末 小国町三桶 小国町森光 小国町山野田 小国町横沢
中之島地区	赤沼 池之島 稲島 上沼新田 海老島 海老島勇次新田 大口 大沼新田 大曲戸 大曲戸新 田 押切川原町 押切新田 思川新田 亀ヶ谷新田 北中之島 狐興野 小沼新田 三沼 西所 下沼新田 島田 信条西 信条東 信条南 杉之森 関根 大保 中条北 中条新田 中条南 坪根 鶴ヶ曾根 中興野 中西 中通西 中通東 中野北 中之島 中之島高畑 中之島中央 中之島中条 中之島西野 中之島宮内 中野西部 中野中 中野西 中野東 中野南 長呂 並 木新田 西高山新田 猫興野 野口 灰島新田 福原 品之木 松ヶ崎新田 末宝 真野代新田 真弓 南中之島 横山 六所 高速自動車道(北陸道上り中之島・見附ICから長岡北スマートICま で、北陸道下り中之島・見附ICから栄スマートICまで)
三島地区	瓜生 大野 上岩井 気比宮 逆谷 下河根川 中永 鳥雲新田 鳥越 七日市 藤川 三島上 条 三島新保 三島中条 宮沢 吉崎 蓮花寺 脇野町
与板地区	与板町岩方 与板町江西2. 3. 4 与板町城山1 与板町鳶都 与板町中田 与板町東与板 与板 町広野 与板町楨原 与板町馬越 与板町南中 与板町本与板 与板町山沢 与板町与板 与板 町吉津 与板橋

和島地区	阿弥陀瀬 荒巻 梅田 小島谷 落水 籠田 上桐 黒坂 三瀬ヶ谷 島崎 下富岡 城之丘 根小屋 東保内 日野浦 村田 両高 若野浦 和島北野 和島高畑 和島中沢
寺泊地区	寺泊赤坂 寺泊小豆曾根 寺泊雨池 寺泊荒町 寺泊有信 寺泊磯町 寺泊一枚田 寺泊一里塚 寺泊入軽井 寺泊岩方 寺泊上田町 寺泊烏帽子平 寺泊円上寺 寺泊円上寺山 寺泊大地 寺 泊大町 寺泊大和田 寺泊小川町 寺泊片町 寺泊金山 寺泊蟹沢 寺泊上荒町 寺泊上片町 寺泊川崎 寺泊木島 寺泊北曾根 寺泊京ヶ入 寺泊切替 寺泊藏場町 寺泊香清水 寺泊庚塚 寺泊郷本 寺泊越ノ浦 寺泊五分一 寺泊小屋場 寺泊坂井町 寺泊敷ノ川 寺泊志戸橋 寺泊 下荒町 寺泊下桐 寺泊下窪田 寺泊下曾根 寺泊下中条 寺泊白岩 寺泊新長 寺泊千駄越 寺泊高内 寺泊田頭 寺泊竹森 寺泊田尻 寺泊田ノ尻 寺泊敦ヶ曾根 寺泊当新田 寺泊殿林 寺泊戸崎 寺泊年友 寺泊中曾根 寺泊長峰 寺泊名子山 寺泊夏戸 寺泊七曲 寺泊仁ヶ村外 新田 寺泊二ノ関 寺泊鼠山 寺泊野積 寺泊稻田 寺泊花立 寺泊引岡 寺泊平野 新村新田 寺泊蛇塚 寺泊弁才天 寺泊町軽井 寺泊松沢町 寺泊松田 寺泊万善寺 寺泊湊町 寺泊箕輪 寺泊明ヶ谷 寺泊本弁 寺泊求草 寺泊本山 寺泊矢田 寺泊藪田 寺泊山田 寺泊横掛 寺泊 吉 寺泊鰐口
柄尾地区	赤谷 明戸 東町 天下島 天下島1. 2 一之貝 一之渡戸 上の原町 入塩川 梅野俣 大川 戸 金沢 金沢1. 2. 3. 4. 5. 6 金町1. 2 上樫出 上塩 鴉ヶ島 軽井沢 寒沢 北荷頃 木 山沢 九川 熊袋 栗山沢 小貫 小向 栄町1. 2. 3 塩新町 塩中 柄尾島田 下樫出 下塩 新栄町1. 2. 3 菅畑 平 平1. 2. 3. 4. 5 滝之口 滝の下町 中央公園 田之口 土ヶ谷 柄 尾町 柄尾旭町 柄尾新町 柄尾泉 柄尾岩野外新田 柄尾大野 柄尾大野町1. 2. 3. 4 柄尾 大町 柄尾表町 柄尾原 柄尾原町1. 2. 3. 4. 5 柄尾本町 柄尾宮沢 柄尾山田 柄尾山田町 柄堀 中 仲子町 西中野俣 西野俣 榆原 半蔵金 東が丘 東中野俣 人面 平中野俣 比 礼 吹谷 二ツ郷屋 二日町 文納 本所 本津川 卷渕 卷渕1. 2. 3. 4 松尾 水沢 蓮谷 森上 谷内1. 2 山口 山屋 吉水 来伝 山葵谷

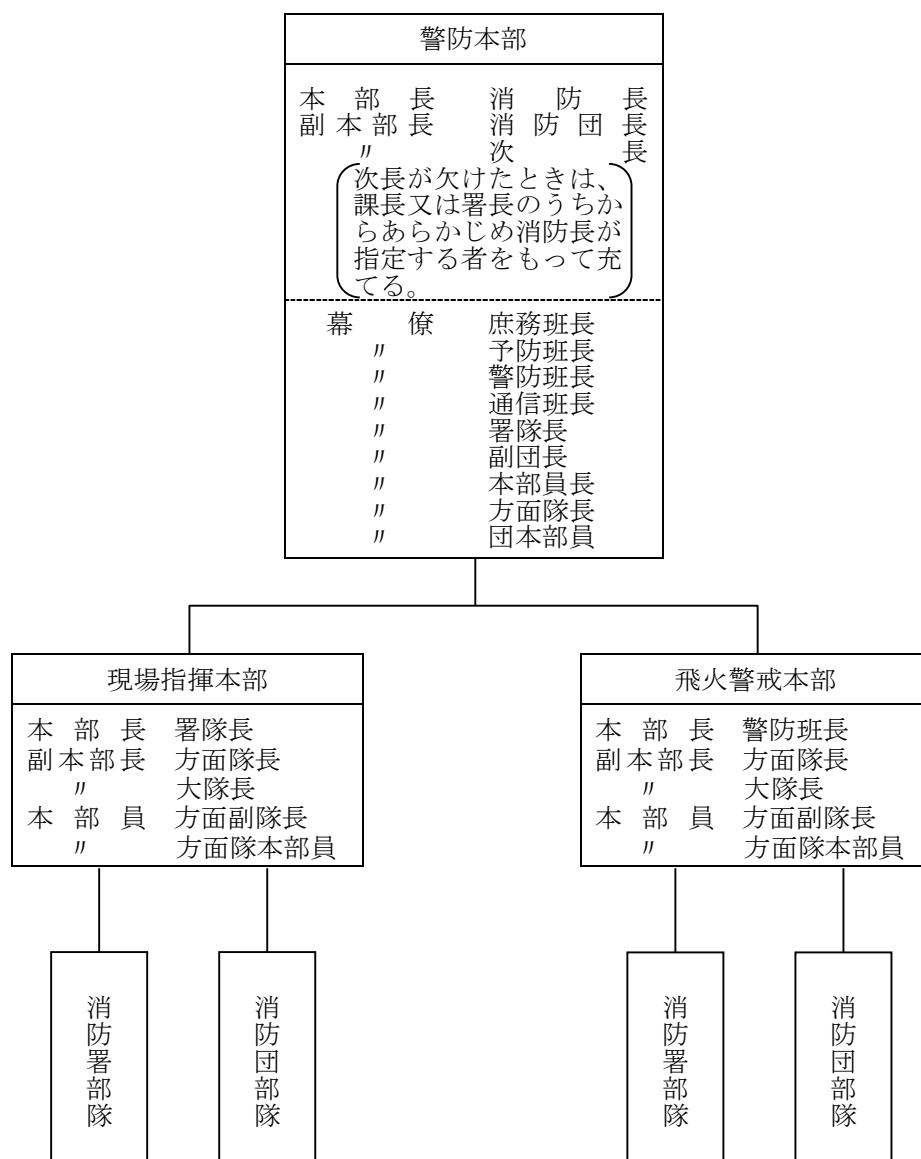
別表第2(第5条関係)

第2次非常警戒体制発令時の集結場所

消防団	集結場所	車両及び人員
消防団本部	消防本部	各分団ポンプ車、積載車又は軽防災 トラック 1台 人員 6人
長岡中央方面隊	川崎出張所	
長岡南部方面隊	宮内出張所	
長岡北部方面隊	新町出張所	
長岡川西方面隊	上川西小学校	
長岡西部方面隊	閑原出張所	
中之島方面隊	中之島支所	
越路方面隊	越路支所	
三島方面隊	三島支所	
山古志方面隊	山古志支所	
小国方面隊	小国支所	
和島方面隊	和島支所	
寺泊方面隊	寺泊支所	
栃尾方面隊	栃尾支所	
与板方面隊	与板支所	
川口方面隊	川口支所	

別表第3(第6条、第10条関係)

大火危険気象時の警防本部の編成



別表第4(第7条関係)

火災警報発令時の火災予防広報及び警戒巡回分担表

担当地区		担当区分	
		消防署	消防団
中央地区	川崎出張所の地域	川崎出張所	
	新町出張所の地域	新町出張所	
	宮内出張所の地域	宮内出張所	
	長岡消防署の地域	長岡消防署	
大島地区			
長岡中央方面隊の区域(中央地区を除く。)			長岡中央方面隊
長岡南部方面隊の区域(中央地区を除く。)			長岡南部方面隊
長岡北部方面隊の区域(中央地区を除く。)			長岡北部方面隊
長岡川西方面隊の区域(大島地区を除く。)			長岡川西方面隊
長岡西部方面隊の区域		関原出張所(関原地区)	長岡西部方面隊(関原地区以外の地区)
越路地区		越路出張所(越路支所の周辺の地区)	越路方面隊(越路支所の周辺以外の地区)
山古志地区		山古志出張所(山古志支所の周辺の地区)	山古志方面隊(山古志支所の周辺以外の地区)
小国地区		小国出張所(小国支所の周辺の地区)	小国方面隊(小国支所の周辺以外の地区)
中之島地区			中之島方面隊
三島地区			三島方面隊
和島地区			和島方面隊
寺泊地区		寺泊出張所(寺泊支所の周辺の地区)	寺泊方面隊(寺泊支所の周辺以外の地区)
柄尾地区		柄尾消防署(柄尾支所の周辺の地区)	柄尾方面隊(柄尾支所の周辺以外の地区)
与板地区		与板消防署(与板支所の周辺の地区)	与板方面隊(与板支所の周辺以外の地区)
川口地区			川口方面隊

別表第5(第8条関係)

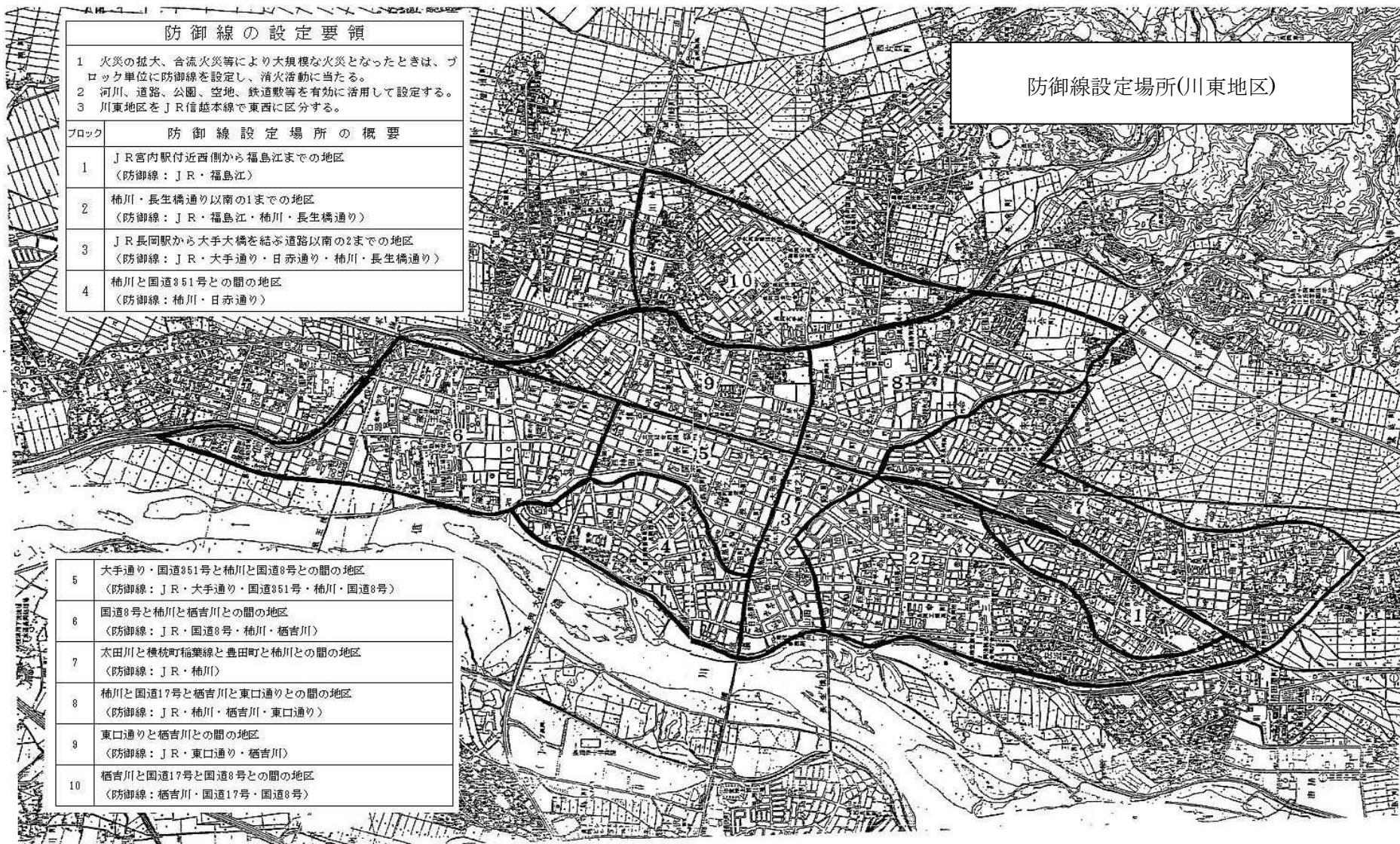
消防団部隊出動計画

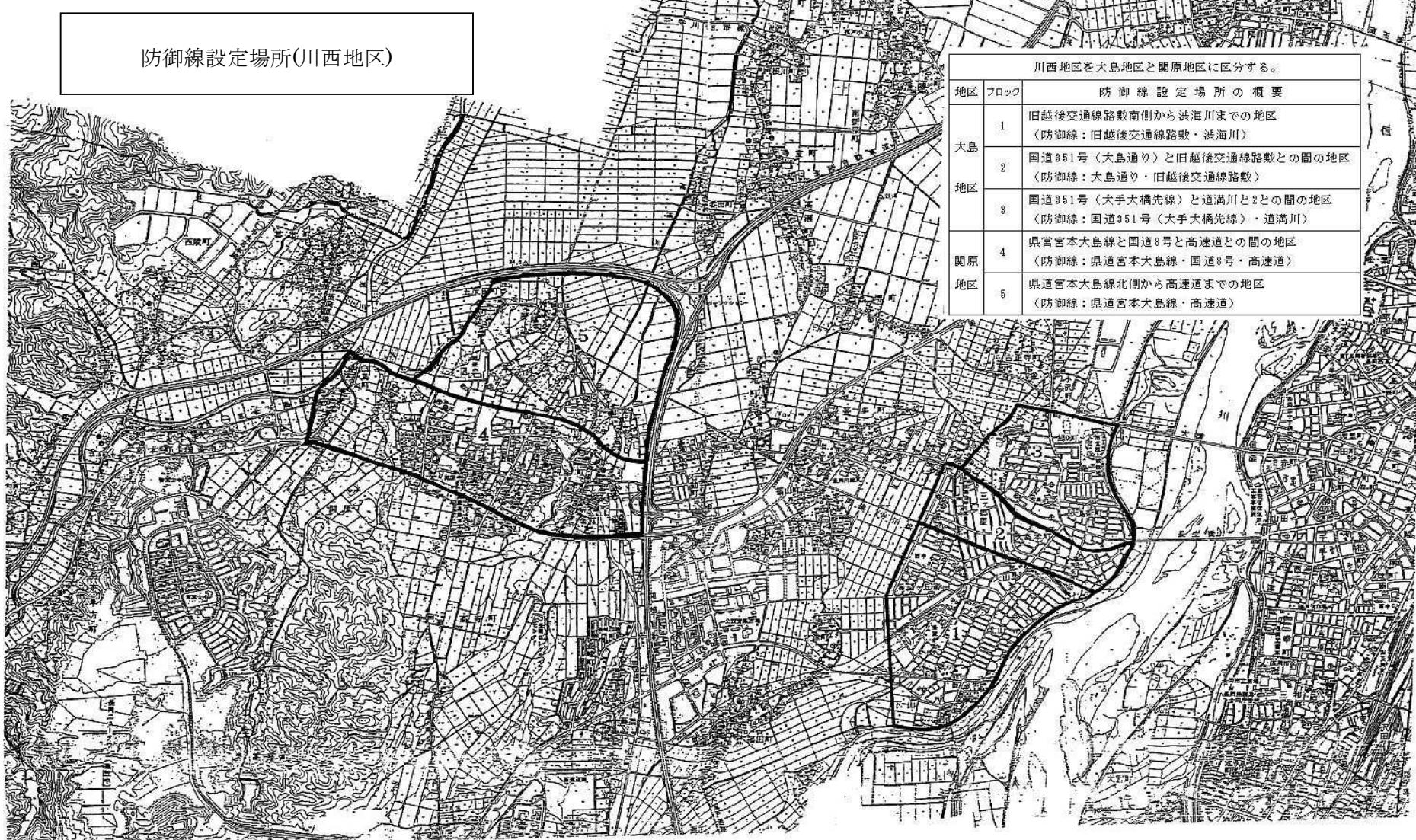
警戒体制区分＼出動区分	第1出動	第2出動	第3出動
第1次非常警戒体制時	<ul style="list-style-type: none">・地元分団・隣接分団	<ul style="list-style-type: none">・地元方面隊	<ul style="list-style-type: none">・隣接方面隊 (信濃川を挟んで接する場合は除く。以下同じ。)
第2次非常警戒体制時	<ul style="list-style-type: none">・地元分団・隣接分団・地元方面隊の車両部隊	<ul style="list-style-type: none">・地元方面隊・隣接方面隊の車両部隊	<ul style="list-style-type: none">・全方面隊の車両部隊
第3次非常警戒体制時	<ul style="list-style-type: none">・地元方面隊・隣接方面隊の車両部隊	<ul style="list-style-type: none">・隣接方面隊・全方面隊の車両部隊	<ul style="list-style-type: none">・全方面隊

備考

- 1 分団長は、全部隊を出動させることなく、隊員の一部を管轄区域の残留警備に充てるものとする。
- 2 気象状況等により必要がある場合は、第2出動以降の部隊を第1出動部隊と同時出動させることがある。

別表第6(第10条関係)





別表第7(第12条関係)

応援部隊の集結場所

集結場所	応援部隊
関原出張所	柏崎市消防本部
新町出張所	三条市消防本部 加茂地域消防本部
越路出張所	小千谷市消防本部
川崎出張所	見附市消防本部
宮内出張所	南魚沼市消防本部 十日町地域消防本部 魚沼市消防本部
与板消防署	見附市消防本部
寺泊出張所	燕・弥彦総合事務組合消防本部
柄尾消防署	見附市消防本部

備考

- 1 各出張所には、班員等による誘導員を配置し、命令伝達及び応援部隊の現場誘導に充てる。
- 2 出火場所及び道路状況等により、集結場所を変更することがある。
- 3 その他の応援部隊の集結場所は、別に指定する。

別記第1号様式(第15条関係)

応援出動報告							
項目		事項					
1	応援開始日時	出動	年	月	日	時	分
		集結場所到着				時	分
2	終了日時	引揚げ	年	月	日	時	分
		帰署(所)				時	分
3	出動車両等車両種別・台数						
4	使用資器材 (種別・数量)						
5	活動概要						
6	特記事項						
7	消防機関名及び指揮者名	TEL()-()					

第2号様式(第16条関係)

火災出動報告(消防署)						
出動年月日	年　月　日		部隊名			
出動車両			指揮者			
出動時間	時　分		帰署(所)時間	時　分		
現着時間	時　分		水利種別			
放水開始	時　分		時　分		時　分	
放水終了	時　分		時　分		時　分	
	ホース数	ポンプ圧	筒先圧	筒先口径	放水時間	放水量
1線	本	kg/cm	kg/cm	mm	分	l
2線						
3線						
計						
使 用 資 器 材 等	名称		個数	出動隊員	階級	氏名

水利状況	
周囲の状況	
活動概要	

第3号様式(第16条関係)

火災出動報告(消防団)						
報告者		第 分団 分団長 印				
出動年月日		年 月 日				
出動 人員	時間 人員	第 部	出動	時	分	人
			引揚げ	時	分	
		第 部	出動	時	分	人
			引揚げ	時	分	
		第 部	出動	時	分	人
			引揚げ	時	分	
		第 部	出動	時	分	人
			引揚げ	時	分	
		第 部	出動	時	分	人
			引揚げ	時	分	
						計 人
出動ポンプ種別				使用水利		
ポンプ車	台	放水	台	河川	台	1
積載車	台	放水	台	水槽	台	1
小型	台	放水	台	消火栓	台	1
計	台	放水	台	中継	台	1
活動状況						
火点制圧		部		部		部
延焼阻止		部		部		部
飛火警戒		部		部		部
転戦・その他						

注 放水量は、毎分500リットルで算出すること。

1－12 長岡市震災時消防活動要綱

(平成7年12月26日消防本部訓令第2号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 震災活動体制(第4条—第8条)
- 第3章 消防活動対策
 - 第1節 地震発生時の措置(第9条—第11条)
 - 第2節 通信(第12条・第13条)
 - 第3節 火災・救助・救急活動の原則(第14条)
 - 第4節 火災防御(第15条—第23条)
 - 第5節 救助活動(第24条・第25条)
 - 第6節 救急活動(第26条—第28条)
 - 第7節 その他(第29条—第31条)
- 第4章 消防団震災活動(第32条—第35条)
- 第5章 雜則(第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、地震災害(以下「震災」という。)に対し、災害の拡大防止と被害の軽減を図り、消防活動を効率的に実施するため、消防の組織、任務等について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、長岡市消防管理条例(昭和39年長岡市条例第34号)第3条に定める消防機関及び管轄区域の震災に適用する。

(活動方針)

第3条 地震発生後48時間以内においては、人命の救護及び火災鎮圧を最優先とし、災害の規模、被害状況等の災害情報を的確に収集するとともに、消防の総力を挙げて次の各号の活動を行うものとする。

(1) 地震による被災者の救助、救護等人命安全の確保

(2) 地震による火災の延焼阻止、鎮圧等被害拡大の防止

2 地震発生後48時間を経過した後においては、前項に準じて消防活動を行うものとする。

3 震災においては、救助、救護、避難、広報、交通等総合的施策との関連が極めて重要なことから、関係機関と連携し、消防活動を行うものとする。

第2章 震災活動体制

(震災警防本部の設置)

第4条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、消防本部庁舎内に震災警防本部を設置するものとする。

- (1) 長岡市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 震度(長岡市における震度をいう。以下同じ。)5弱以上の地震が発生したとき。
- (3) 震度4以下の地震が発生したときで、次のいずれかに該当し、消防長が必要と認めるととき。
 - ア 災害が発生したとき。
 - イ 明らかに災害の発生が予測されるとき。

(震災警防本部)

第5条 震災警防本部は、次の各号のとおりとする。

- (1) 震災警防本部長は、消防長をもって当て、震災警防本部を統括する。
- (2) 組織及び任務は、別表第1震災警防本部の組織及び任務のとおりとする。
- (3) 組織の構成及び指揮体制等は、長岡市消防本部警防規程(平成4年長岡市消防本部告示第1号)及び長岡市消防団規則(平成20年長岡市規則第5号)の例による。

(震災警防本部の解散)

第6条 震災警防本部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、震災警防本部を解散するものとする。

- (1) 地震発生後おおむね2時間を経過した時点において、災害の発生が認められないとき。
 - (2) 地震による被害が鎮静化し、震災体制によらなくとも対処できると判断されるとき。
- (消防職員の非常参集及び招集)

第7条 勤務時間外の消防職員(以下「職員」という。)は、震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに参集しなければならない。

2 消防長は、震度4以下の地震が発生した場合で、必要と認めたときは、職員を招集するものとする。この場合において、職員は、直ちに参集しなければならない。

(参集要領)

第8条 職員は、次の各号により参集しなければならない。

- (1) 参集場所は、あらかじめ指定した場所とする。
- (2) 参集時の服装は、消防活動に従事できるものとする。
- (3) 参集時の交通手段は、原則として徒步、自転車又はバイクとし、自動車を使用しない。
- (4) 参集時には、努めて食糧、水筒、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行する。
- (5) 参集途上においては、被災状況の把握に努め、火災、救助又は救急現場に遭遇したときは、できる限り消火又は救助活動等に従事する。
- (6) 参集後は、直ちに上司又は通信班(指令室)に連絡する。

第3章 消防活動対策

第1節 地震発生時の措置

(初動措置)

第9条 震災警防本部は、次の各号により初動措置を行うものとする。

- (1) 震災警防本部長は、各班長等を招集し、活動方針、活動体制、部隊運用等を決定する。
- (2) 震災警防本部の各班長等は、第5条第2号に定める任務分担に従い、速やかに組織の確立を図るとともに、業務を開始する。
- 2 震災警防本部が設置されるまでの間、当務の大隊長、指令員及び消防部隊は、直ちに次の措置を行うものとする。
- (1) 大隊長
- ア 全消防部隊の指揮に当たるとともに、被災状況等の災害情報収集のため、消防部隊を出動させる。
 - イ 職員の非常招集の要否を決定する(震度4以下のときに限る。)。
 - ウ 出動可能部隊及び人員を把握するとともに、必要により指令員の増強を行う。
- (2) 指令員
- ア 各署所との指令回線の試験通信を行う。
 - イ 消防無線及び救急無線の試験通信を行う。
 - ウ 医療機関、警察署等との専用回線の試験通信を行う。
 - エ 119番回線及び一般電話回線の異常の有無を確認する。
 - オ テレビ、ラジオ等から地震情報及び津波情報等の災害情報収集を行う。
 - カ 大隊長の特命事項を行う。
- (3) 消防部隊
- ア 消防車両を車庫外に移動し、出動体制を確保する。
 - イ 消防自動車にホース等を増強積載するとともに、簡易救助器具(レスキット)を積載する。
 - ウ 署所周辺の消火栓を開放し、通水状況等を確認する。
 - エ 署所周辺の被災状況等を調査する。
 - オ 救急自動車に応急処置用資器材を増強積載する。
 - カ 市内の医療機関と連絡を取り、傷病者の収容の可否を確認する。
 - キ 大隊長の特命事項を行う。
- 3 通信手段が途絶した署所は、当該署所の上席者の判断により消防活動を行うものとし、通信手段が確保されたときは、直ちに活動内容を大隊長に報告するものとする。
(消防部隊の編成)
- 第10条 震災時の消防部隊は、原則として次の各号により編成するものとする。
- (1) 消防隊
- ポンプ付き消防自動車1台を1隊として編成する。
- (2) 救助隊
- 救助工作車1台を1隊として編成する。
- (3) 救急隊
- 救急自動車1台を1隊として編成する。
- (4) 応急救護所隊

署所を1隊として編成する。

(5) 特設隊

消火、救助及び救急活動並びに情報収集等の補完的業務に従事する特設隊を、緊急連絡車1台を1隊として編成する。

2 編成する消防部隊は、震災警防本部長が別に定める。

(応援による消防部隊の増強)

第11条 震災警防本部長は、震災により大規模災害、特殊災害又は同時多発災害が発生し、長岡市の消防力で対応することが困難と判断したときは、消防相互応援協定等による応援を得て災害に対応するものとする。

2 応援を要請する時期、機関等は、別表第2応援要請消防部隊等によるものとする。

第2節 通信

(通信体制の確立)

第12条 震災警防本部長は、地震発生直後の災害通報に対応するため、指令要員の増強を行うものとする。

(通信手段の確保)

第13条 指令要員は、指令室の設備等に、次の各号に規定する被害が生じたときは、復旧するまでの間、当該各号により対応するものとする。

(1) 119番通報の受付ができなくなったとき。

ア 119番の迂回措置（署落し電話の設置等）を行う。

イ 119番通報の受付に不具合が発生し、緊急対策を行っている旨を消防職員及び消防団員に消防無線、一斉メール等を利用して周知するとともに、消防無線等を活用した緊急通報の受付体制を強化する。

ウ 119番通報の受付に不具合が発生し、緊急対策を行っている旨を市民、関係機関等に緊急告知FMラジオ、ホームページ、SNS、一斉メール等を利用して周知する。

エ 消防庁舎屋上の高所監視カメラで監視する。

オ 駆付け通報に対応するため、各署所に受付員を配置する。

(2) 指令室の有線設備(指図回線等)が被災し、各署所及び関係機関との連絡ができなくなったとき。

ア 各署所への指令及び連絡は、消防無線等を使用して行う。

イ 関係機関との連絡は、地域衛星通信ネットワーク、新潟県情報通信ネットワーク、防災相互波及び携帯電話（衛星電話を含む。）等を使用して行う。

第3節 火災・救助・救急活動の原則

(活動原則)

第14条 火災、救助及び救急事故に対する消防部隊の活動は、次の各号により行うものとする。

(1) 火災活動

ア 火災、救助及び救急事故が同時に発生した時は、人命危険の大きい火災を優先する。

イ 複数の火災を覚知したときは、避難所、病院及び福祉施設(以下「特定施設」という。)からの火災又はその周辺火災を優先する。

ウ 複数の火災を覚知したときは、延焼拡大危険の大きい火災を優先する。

(2) 救助及び救急活動

ア 火災現場における活動を優先する。

イ 火災現場以外においては、多数の人命危険が予測される建物等を優先する。

ウ 複数の救助、救急事故を覚知した場合は、軽易な救助事故及び程度の軽い救急事故については、地域住民等による自主的な活動で対応する。

2 震災警防本部長は、災害の規模及び状況等に応じ、部隊の組み替えを行う等災害状況に即応した臨機の措置を行うものとする。

3 震災警防本部長は、積雪等気象状況に応じ、出動部隊及び資器材の増強等必要な措置を行うものとする。

4 震災警防本部長は、他市消防機関の応援部隊について、必要により特設隊等に道路案内等のため、同乗又は先導するよう措置を行うものとする。

5 ヘリコプターを応援要請したときのヘリポートは長岡市防災ヘリポート、長岡市地域防災計画で定めるヘリポート適地とする。

第4節 火災防御

(火災出動の原則)

第15条 火災出動は、震災警防本部長が指定する部隊が出動するものとし、複数の火災が発生したときの出動体制は、原則として次の各号によるものとする。

(1) 一般住宅等建物火災

ポンプ車又はタンク車(以下「ポンプ車等」という。)2台及び消防団部隊4隊

(2) 特定施設火災

ポンプ車等2台、救助工作車2台及び消防団部隊4隊(必要に応じ、はしご車又は屈折車1台)

(3) 危険物施設火災

ポンプ車等3台、化学車1台及び消防団部隊4隊

(4) 車両火災

タンク車1台

2 部隊の増強は、応援部隊を含め、震災警防本部長が指定するものとする。

(火災防御の基本)

第16条 火災防御活動は、原則として次の各号によるものとする。

(1) 人命の安全を優先した活動を行う。

(2) 火災の拡大又は合流火災のおそれがある場合は、防御線を設定し、避難経路の確保、延焼防止等に当る。

(3) 複数の火災が発生し、増強部隊の出動が期待できないときは、延焼防止及び消火可能な建物の防御を優先する。

(4) 危険物施設等の火災で、多数の部隊及び消火薬剤等を必要とするときは、必要な部

隊等が集結し、消火可能な状態となった時点で、集中して防御活動に当たる。

(現場指揮者の指揮要領)

第17条 現場指揮者の指揮要領は、次の各号によるものとする。

- (1) 出火の状況、人命危険及び火勢の推移等火災の状況から判断して出動部隊での防御の可否を決定する。
- (2) 現場到着時の火災状況等から延焼防止が不可能と判断したときは、直ちに部隊の増強を要請するとともに、防御担当面、使用水利等を指定する。
- (3) 火災の状況、風向、風速等により飛火火災が予想されるときは、地域住民の協力を得て、飛火警戒に当たる。
- (4) 防御活動が有効かつ適切に実施できるよう、消防団部隊等との連携を密にし、効果的な防御に当たる。

(消防水利の選定等)

第18条 消火栓が使用不能な区域における消防水利の選定は、原則として次の各号によるものとする。

- (1) 防火水槽、河川、プール等の水利を有効に活用する。
 - (2) 防火水槽への部署は、40立方メートル級及び60立方メートル級で2隊、100立方メートル級で3隊を限度とする。
 - (3) 防火水槽への補水は、消防団部隊等と連携して河川等から行う。
- 2 消火栓が使用可能な区域での消防水利の選定は、平常時の例による。

(消防水利の確保)

第19条 消防水利が不足するときは、次の各号により消防水利を確保するものとする。

- (1) 福島江用水路の防災堰(水利調整ゲート)を利用しての水量確保又は福島江刈谷田川大堰土地改良区への緊急通水要請
- (2) 上越新幹線に設置してある消雪用貯水槽の使用
- (3) 事業所等に設置してある消防用水の使用
- (4) その他必要な水利施設の確保

(放水隊形等)

第20条 放水隊形及び注水部署要領は、次の各号によるものとする。

- (1) 放水口数は、ポンプ車等1台で2口放水を原則とする。
- (2) 消防隊員が不足するときは、消防団部隊との連携又は地域住民の協力を得て行う。
- (3) 消防力が優勢な場合は、延焼拡大危険の大きい方面から順次包囲態勢で、一挙に鎮滅する。
- (4) 消防力が劣勢な場合は、避難者の安全の確保と延焼防止に努める。
- (5) 注水部署は、余震等を考慮して安全な位置に足場を確保するとともに、屋内進入は極力避ける。
- (6) 筒先1口当たりの担当火面長は、10メートル以上とし、放水は、死角とならないように注水位置を選定し、広範囲に注水する。
- (7) 水量が限定される防火水槽等に部署するときは、不必要的注水は、極力避ける。

(8) 中継等による各隊間の連絡は、可能な限り伝令員を活用する。

(転戦要領)

第21条 転戦要領は、次の各号によるものとする。

- (1) 転戦は、延焼を防止し、拡大するおそれのない時期に行うものとし、部分的な燃焼及び残火処理は、消防団部隊等があたる。
- (2) 転戦可能となった部隊の上席指揮者は、通信班(指令室)に連絡し、転戦先等の指示を受ける。
- (3) 転戦時のホース等の資器材の撤収は、急を要する場合は、必要最小限とする。
- (4) 転戦途上に署所がある場合は、署所に立ち寄り、ホースの補充等防御体制を整え、転戦先に急行する。

(防御線の設定)

第22条 火災の拡大、合流火災等により大規模な火災となったときは、長岡市大火危険気象時の消防対策要綱(平成4年長岡市消防本部訓令第6号)に基づき、防御線を設定して消火活動に当たる。

(警戒区域の設定及び退去命令等)

第23条 現場の上席指揮者は、消防法(昭和23年法律第186号)第23条の2、第28条及び第36条の規定に基づき、災害状況等に応じ、必要により警戒区域を設定し、立ち入り制限、禁止又は退去等の措置を命ずるものとする。

第5節 救助活動

(救助出動の原則)

第24条 救助出動は、震災警防本部長が指定する部隊がするものとし、複数の救助事故が発生したときの出動体制は、原則として次の各号によるものとする。

- (1) 1か所で10人以上の人命危険が発生したと予測される建物等
救助隊、消防隊又は特設隊で4隊及び消防団部隊4隊
 - (2) 1か所で10人未満の人命危険が発生したと予測される建物等
救助隊、消防隊又は特設隊で3隊及び消防団部隊3隊
- 2 救助を必要とする現場が各所に多数発生した場合の部隊配置及び増強は、応援部隊を含め、震災警防本部長が指定するものとする。

(救助活動)

第25条 救助活動は、次の各号によるものとする。

- (1) 各車両に積載又は消防団車庫及び機械器具置場(以下「団車庫等」という。)に配置してある救助器具、工具等を有効に活用する。
- (2) 出火危険のあるときは、出火防止対策を行ってから救助活動を開始する。
- (3) 倒壊又は損壊している建物等からの救助は、余震、救助活動に伴う倒壊等に十分注意して活動する。
- (4) 土砂崩れ等の現場における救助活動は、二次災害防止を行ってから救助活動を開始する。
- (5) 火災現場は、出火建物を優先して救助活動を行う。

- (6) 現場指揮者は、救助完了後の建物又は敷地内の空地等に「救助完了」とスプレー式塗料等で表示する。

第6節 救急活動

(救急出動の原則)

第26条 救急出動は、震災警防本部長が指定する部隊が出動するものとし、複数の救急事故が発生したときの出動体制は、原則として次の各号によるものとする。

- (1) 救命活動を優先し、緊急度及び重症度を適切に判断して搬送する。
- (2) 傷病者の搬送は、別表第3、地区別医療機関に規定する医療機関を中心に行う。
- (3) 軽症者等については、できる限り、家族、地域住民等による自主的な応急処置で対応する。
- (4) 地域防災計画に定める救護所等が設置されたときは、密接な連携をとり、傷病者を搬送する。

2 救急隊は、傷病者を搬送後、医療機関の被災状況、収容状況等の情報を通信班(指令室)に連絡するものとする。

(管外搬送)

第27条 管外への転院搬送は、救急事故がほぼ収束したとき、又は応援部隊による搬送体制が確立したときに行うものとする。

2 搬送は、応援救急隊が行う。

(応急救護所の設置等)

第28条 震災警防本部長は、多数の負傷者の発生が予想される場合又は負傷者が署所に集中した場合、必要により応急救護所を署所に設置するものとする。

- 2 震災警防本部長は、応急救護所を設置したときは、付近住民等へ協力を積極的に要請するものとする。
- 3 震災警防本部長は、救急事故が収束したとき、又は救護所等が設置されたときは、応急救護所を解散するものとする。

第7節 その他

(災害対策本部との連絡体制の確保)

第29条 庶務班長は、効果的な災害活動を確保するため、地域防災計画に基づき、災害対策本部が市役所本庁舎内に設置されたときは、班員のうちから所要の職員を派遣し、業務の指示伝達及び災害情報交換等の任務に当たらせるものとする。

(出動途上の措置等)

第30条 出動又は帰署途上の部隊は、努めて出火防止、初期消火の徹底等を拡声器により広報するものとする。

- 2 出動途上の部隊は、出動指令以外の火災、救助又は救急事故に遭遇したときは、通信班(指令室)に連絡し、指示を受けるものとする。

(出動経路の選定)

第31条 出動経路は、原則として幹線道路を選定するものとする。

- 2 出動部隊は、隨時、通行障害場所の位置、状態等を通信班(指令室)に連絡するものとす

る。

- 3 通信班(指令室)は、前項の連絡を受けたときは、関係機関に障害物の除去等を要請するものとする。

第4章 消防団震災活動

(消防団員の非常参集等)

第32条 震度5弱以上の地震が発生したときの消防団員の参集及び消防団部隊の編成は、次の各号によるものとする。

- (1) 消防団員は、次により参集し、震災体制を確立する。

ア 消防団長、副団長、消防団本部の本部員長及び本部員は、直ちに別表第4消防団本部等集結場所に参集し、震災警防本部及び各方面隊との連絡体制をとる。

イ 各方面隊の方面隊長、方面副隊長及び方面隊本部員は、直ちに別表第4に掲げる各方面隊ごとの集結場所に参集し、消防団本部との連絡体制をとる。

ウ ア及びイ以外の全消防団員は、直ちに所属の団車庫等に参集して団車庫等及び消防ポンプ車等の異常の有無を確認し、出動体制を確保した後、消防ポンプ車等とともに、別表第5分団集結場所に規定する場所に集結する。

- (2) 分団長は、消防団員の参集状況に応じ、次により部隊を編成する。

ア 積載車部隊

消防ポンプ車、小型動力ポンプ付き積載車、小型動力ポンプ付き軽積載車等(以下「積載車」という。)1台を1隊とし、原則として消防団員6人で編成する。

イ 小型動力ポンプ部隊

原則として小型動力ポンプ1台を1隊とし、所要の消防団員で編成する。

ウ 消防団特設部隊

必要により、消火、救助及び救急活動並びに情報収集等の補完的業務に従事する消防団特設部隊を、所要の消防団員で編成する。

- (3) 編成する消防団部隊は、震災警防本部長が別に定める。

2 震度4以下の地震が発生し、消防長から震災活動体制の指示を受けた消防団長等は、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 消防団長は、副団長、消防団本部の本部員長及び本部員を消防本部に招集するとともに、方面隊長、方面副隊長及び方面隊本部員を方面隊集結場所に招集し、震災警防本部体制をとる。

- (2) 消防団長は、消防団本部等集結場所に、原則として積載車部隊2隊を集結させる。

(参集要領)

第33条 消防団員は、自宅等から所属の団車庫等へ参集するときは、次の各号により速やかに参集しなければならない。

- (1) 被災状況等により所属の団車庫等に参集することが困難な場合は、直近の団車庫等又は署所に参集し、分団長等の指揮下に入り災害活動を行う。

- (2) 参集時の服装は、原則として作業服とする。

- (3) 参集時の交通手段は、原則として徒步、自転車又はバイクとし、自動車を使用しな

い。

- (4) 参集時には、努めて食糧、水筒、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行する。
- (5) 参集途上においては、被災状況の把握に努め、火災、救助又は救急現場に遭遇したときは、できる限り消火又は救助活動等に従事する。
- (6) 参集後は、直ちに上司又は通信班(指令室)に連絡する。

(初動措置)

第34条 分団又は方面隊の初動措置は、次の各号により行うものとする。

- (1) 団車庫等から分団又は消防団本部等集結場所に集結するときは、団車庫等に配置してある救助資器材を積載車等に積載する。
- (2) 集結途上においては、被災状況の把握に努め、火災、救助又は救急現場に遭遇したときは、できる限り消火又は救助活動等に従事する。
- (3) 集結後は、直ちに上司又は通信班(指令室)に連絡する。
- (4) 積載車部隊は、集結場所等に移動中、努めて出火防止、初期消火の徹底等を拡声器により広報する。
- (5) 方面隊長又は分団長は、部隊の集結状況等の情報を、逐次通信班(指令室)に連絡する。
- (6) 分団長は、分団管轄区域内の被災状況の把握及び一般電話回線が途絶したときの災害発見等のため、積載車部隊1隊を警戒巡視等に当たらせる。

(消防活動の原則)

第35条 消防団の消防活動は、原則として次の各号により行うものとする。

- (1) 第14条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「消防部隊」とあるのは「消防団部隊」と、同条第4項中「特設隊等」とあるのは「消防団員」と読み替えるものとする。
- (2) 分団及び方面隊は、自己の管轄区域の災害活動を優先するが、出動命令、災害状況等により管轄区域外へ出動する。
- (3) 方面隊長は、部隊を方面隊管轄区域外に出動させるときは、警戒巡視等のため、最低限2隊の積載車部隊を残留させる。
- (4) 積載車部隊の長は、管内巡視中に災害を発見したときは、直ちに消火等必要な措置をとるとともに、通信班(指令室)に連絡する。

第5章 雜則

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成14年3月26日消本訓令第1号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日消本訓令第13号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月28日消本訓令第28号)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月8日消本訓令第1号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日消本訓令第9号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日消本訓令第6号)

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成29年3月9日消本訓令第2号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月19日消本訓令第1号)

この要綱は、公表の日から施行する。

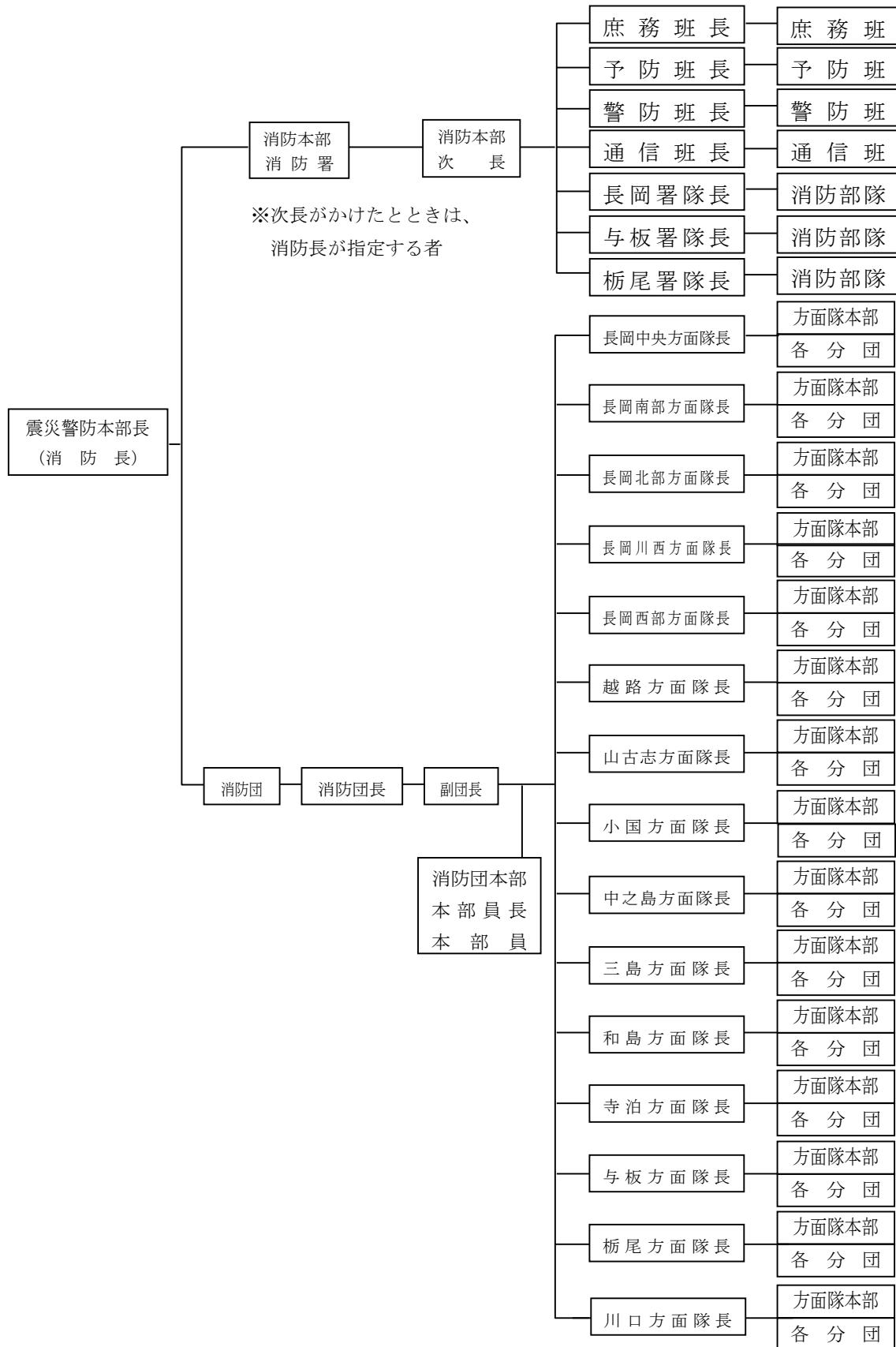
附 則(平成30年3月28日消本訓令第4号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

震災警防本部の組織及び任務

1 震災警防本部組織



2 震災警防本部(消防庁舎内)の体制

職名	担当者	任務等
震災警防本部長	消防長	震災警防本部の統括に関すること。
震災警防副本部長	消防本部次長(次長が欠けたときは、消防長が指定する者)	震災警防本部長の補佐に関すること。
幕僚	庶務班長 予防班長 警防班長 通信班長 長岡署隊長 大隊長	1 現場活動方針の決定に関すること。 2 情報の分析に関すること。 3 現場広報の指示に関すること。 4 応援要請及び消防団の部隊運用方針の決定に関すること。 5 補給の検討及び要請に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
本部員	庶務班員 予防班員 警防班員 中隊長 通信班員 消防部隊員	1 情報収集及び整理に関すること。 2 指揮命令の伝達に関すること。 3 通信連絡、資器材補給及び輸送等に関すること。 4 その他特命事項に関すること。

3 震災警防本部の任務分担

	班名等	任務内容
消防本部	庶務班	1 班及び消防部隊並びに消防団の資器材の補給に関すること。 2 消防職員及び消防団員の食糧調達に関すること。 3 市災害対策本部との連絡等に関すること。 4 他の班及び消防部隊に属さない事項に関すること。
	予防班	1 消防情報の収集に関すること。 2 火災調査に関すること。 3 報道機関の対応に関すること。
	警防班	1 災害状況の処理に関すること。 2 消防部隊の運用及び活動状況の記録に関すること。 3 応援要請に関すること。
	通信班	1 通信による命令指示等の伝達及び情報連絡に関すること。 2 通信の統制及び運用に関すること。 3 消防職員及び消防団員の招集に関すること。
	消防部隊	1 火災等の警戒及び防ぎよ活動に関すること。

		2 救助・救急活動に関すること。 3 災害状況の把握に関すること。 4 避難の伝達及び誘導に関すること。
消防団	消防団本部 方面隊 分団	1 災害防ぎよ及び警戒活動に関すること。 2 救助・救急活動に関すること。 3 担当区域内の災害状況の把握に関すること。

別表第2(第11条関係)

応援要請消防部隊等

1 応援要請時期

応援要請時期	火災等	・大規模灾害 ・特殊灾害 ・同時多発灾害	の発生を覚知した場合 (おおむね3か所以上の火災)
	救助・救急	家屋の倒壊及び負傷者が多数発生していると予想される場合	

2 応援要請順位

順位	応援要請先等	要請方法等
1	新潟県消防防災ヘリコプター応援協定(新潟県)	県消防防災航空隊に応援要請する。
2	新潟県広域消防相互応援協定(県下の全消防機関)	新潟市消防局に応援要請する。
3	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(第4条) (総務省消防庁)	市長は、県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。
4	その他の防災機関	震災の規模、内容等により必要がある場合は、消防以外の防災機関に応援要請する。

※ 災害の規模及び状況等により同時又は順位を変更して応援要請する。

3 集結場所

別に指定する場所

4 応援要請部隊数

被災状況等により必要な部隊数を要請する。

5 応援要請方法

有線電話又は消防無線(主運用波等)等で要請する。

別表第3(第26条関係)

地区別医療機関

地区	川東地区	川西地区
医療機関	県立精神医療センター 長岡中央総合病院 立川総合病院 吉田病院 長岡保養園	長岡赤十字病院 長岡西病院 田宮病院 悠遊健康村病院 三島病院
計	5	5

別表第4(第32条関係)

消防団本部等集結場所

消防団本部等	集結場所
消防団本部	消防本部
長岡中央方面隊	長岡消防署川崎出張所
長岡南部方面隊	長岡消防署宮内出張所
長岡北部方面隊	長岡消防署新町出張所
長岡川西方面隊	上川西小学校
長岡西部方面隊	長岡消防署関原出張所
越路方面隊	越路支所
山古志方面隊	山古志支所
小国方面隊	小国支所
中之島方面隊	中之島支所
三島方面隊	三島支所
和島方面隊	和島支所
寺泊方面隊	寺泊消防署寺泊出張所
与板方面隊	与板消防署
栃尾方面隊	栃尾消防署
川口方面隊	川口支所

別表第5(第32条関係)

分団集結場所

方面隊	分団	集結場所	方面隊	分団	集結場所
長岡中央方面隊	1	消防本部	越路方面隊	1	浦体育館
	2	神田小学校		2	越路中野島地域体育センター
	3	長岡消防署川崎出張所		3	長岡消防署越路出張所

	4	柿小学校		4	越路西小学校
	5	栖吉小学校		5	塙山南部地域体育センター
長岡南部方面隊	6	長岡消防署宮内出張所	山古志方面隊	1	JA山古志支店
	7	前川小学校		2	虫亀多目的集会施設
	8	石坂小学校		3	民族資料館
	9	十日町小学校		4	山古志支所
	10	旧六日市小学校	小国方面隊	1	旧上小国小学校
	11	太田小中学校		2	旧上小国小学校
長岡北部方面隊	12	長岡消防署新町出張所		3	小国会館
	13	浦瀬小学校		4	小国小学校
	14	新組小学校		5	旧下小国小学校
	15	黒条小学校	中之島方面隊	中之島	中之島支所
	16	大島中学校		上通	中之島公民館上通分館
長岡川西方面隊	17	上川西小学校		中通	中之島公民館中通分館
	18	下川西小学校		中野	中之島公民館中野分館
	19	福戸小学校		中条	中条大字事務所
	20	才津小学校		信条	中条新田大字事務所
長岡西部方面隊	21	日越小学校		西所	中之島公民館西所分館
	22	長岡消防署関原出張所		三沼	中之島公民館三沼分館
	23	宮本小学校			
	24	大積小学校			

方面隊	分団	集結場所	方面隊	分団	集結場所
三島方面隊	1	1部～3部の各消防小屋	柄尾方面隊	1	総合体育館
	2	4部～6部の各消防小屋		2	秋葉中学校
	3	7部～9部の各消防小屋		3	下塩小学校
	4	10部～12部の各消防小屋		4部	入塩川集落開発センター
	5	13部～15部の各消防小屋		4部	上塩小学校
和島方面隊	1	北野集落開発センター		5	柄尾産業交流センター
	2	島崎公会堂		3部・4部	東谷小学校
	3	小島谷駅前公会堂		5部・6部	入東谷生活改善センター
	4	中沢集落開発センター		6部	荷頃地区センター
	5	両高集落開発センター		3部・4部	旧西谷小学校

寺泊方面隊	1	寺泊小学校			5部	旧中野俣小学校
	2	青少年研修センター	川口方面隊	1	川口公民館	
	3	寺泊夏戸センター		2	和南津集会所	
	4	寺泊中学校		3	川口公民館泉水分館	
	5	寺泊野積センター		4	川口中学校	
	6	五分一集落開発センター		5	川口公民館田麦山分館	
	7	寺泊山ノ脇センター				
	8	寺泊センターおおこうづ				
与板方面隊	1	南中ふれあいセンター				
	2	与板体育館				
	3	与板幼稚園				
	4	与板ふれあい交流センター				

1－13 長岡市集団救急事故対策要綱

(平成4年3月18日消防本部訓令第4号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 部隊の出動等(第4条—第7条)
- 第3章 現場活動(第8条—第15条)
- 第4章 雜則(第16条・第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、長岡市消防本部警防規程(平成4年長岡市消防本部告示第1号)第41条第1項の規定に基づき、集団救急事故(自然災害、交通事故、ガス爆発又は、その他の災害により、多数の傷病者が発生した事故をいう。)を対象として、救急隊等の効率的な運用と関係機関との連携により、総合力をもって迅速、かつ、安全に傷病者の救出救護を図ることを目的とする。

(運用の基準)

第2条 この要綱の運用基準は、次のとおりとする。

- (1) 10人以上の傷病者の発生が予想される場合
- (2) 救急隊等5隊以上を集中的に運用する必要がある場合
- (3) その他警防本部長が必要と認める場合

(活動の原則)

第3条 消防部隊の現場活動においては、医療機関、警察その他関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に当たるとともに、救急活動については、傷病者の適切な選別(以下「トリアージ」という。)を行い、重傷者を最優先として必要な応急処置を施した後、それぞれの傷病者に適応した医療機関に迅速かつ、安全に搬送することを原則とする。

第2章 部隊の出動等

(出動区分)

第4条 警防本部長は、災害若しくは事故(以下「災害等」という。)の通報内容又は出動部隊の長からの報告によって集団救急事故と判断される場合は、別表第1に掲げる「集団救急事故出動計画表」に基づき、所要部隊等を出動させるものとする。

(他消防機関への応援要請)

第5条 警防本部長は、他消防機関の応援が必要と認めるときは、新潟県広域消防相互応援協定及び中部消防相互応援協定に基づき、応援要請を行うものとする。

(災害派遣医療チームの派遣要請)

第6条 警防本部長は、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の派遣が必要と認めるとときは、新潟県DMAT運営要綱(平成20年3月31日付け医第3073号新潟県福祉保健部長通知)に基づき、新潟県知事に派遣の依頼をするものとする。

2 警防本部長は、緊急やむを得ない事情により前項の依頼をするいとまがないときは、

指定病院の長に対して、DMATの派遣を要請するものとする。

(その他の関係機関への応援要請)

第7条 警防本部長は、その他の関係機関の応援が必要と認めるときは、当該関係機関の長に応援要請を行うものとする。

第3章 現場活動

(先着隊による措置)

第8条 先着隊は、後着隊等が到着するまでの間、次の順位に従い必要な措置を行うものとする。

(1) 災害等の状況把握と報告

ア 災害状況の即報(災害発生場所・発生原因・傷病者、要救助者数等)

イ 二次災害発生危険の有無の確認

ウ 必要とする隊、資器材の応援要請(後着隊等の集結場所等)

(2) 傷病者の救出救護

(3) 災害等の現場における警戒区域の設定、後着隊等の進入、退出路の確保

(4) (削除)

(現場指揮本部の設置)

第9条 警防本部長は、現場指揮本部の設置が必要と認めるときは、これを設置するものとする。

2 現場指揮本部の班は、長岡市消防本部警防規程に定める「班」とし、編成は別表第4、任務分担は別表第5のとおりとする。

3 現場指揮本部は、次の事項に留意して災害現場で最も適した場所に設置するとともに、現場指揮本部旗を掲げてその位置を明確にするものとする。

(1) 現場全体が把握でき、かつ、消防部隊の集結が容易な場所

(2) 二次災害のおそれのない場所

(3) 通信障害の少ない場所

(4) 関係機関との連絡、調整が容易な場所

(現場救護所の設置)

第10条 現場救護所は、現場指揮本部設置時又は必要により設置するものとする。

2 現場救護所は、次の事項に留意して災害現場において最も適した場所に設置するものとし、「現場救護所」と表示する。

(1) 現場指揮本部との連絡が容易な場所

(2) 二次災害のおそれのない場所

(3) 出場隊の進入、退出路が別系統で確保が可能な場所

(4) 群衆の混乱による活動障害がなく、地形平坦で広い場所

(5) 通信障害が少ない場所

3 現場救護所には、トリアージ分類による傷病者の搬送位置を、トリアージシート等で明示し、指定しておくものとする。

4 現場救護所の任務分担は、別表第6に定めるところによる。

5 現場救護所の指揮者は、DMAT等が現場に出動した場合は、密接な連携のもとに行動するものとする。

(消防部隊の任務)

第11条 消防部隊の任務分担は、別表第7に定めるところによる。

2 現場指揮本部及び現場救護所の設置に必要な資器材は、別表第8のとおりとし、消防本部庁舎の搬出に容易な場所に保管しておき、連絡車等で搬送するものとする。

(トリアージの方法)

第12条 現場救護所で行うトリアージの方法と負傷者の取扱いは、次の事項により実施するものとする。

- (1) トリアージの方法は、別表第9の緊急度分類表に基づき選別するものとし、この結果を別表第10のトリアジタグ(傷病者伝票)により表示する。
- (2) トリアジタグの記入にあたっては、救命効率の向上を図るため所要事項についてはとりあえず知り得た範囲で記入し、時間の浪費をさけること。
- (3) トリアジタグ(3枚複写)の処理については、別表第11に示す順序で行うものとし、当該トリアジタグ(3枚複写)の記載方法等は、次の表のとおりとする。

トリアジタグ	担当	記載事項
1枚目 災害現場用	現場救護所(受付分類担当) 病院搬送救急隊	1 現場救護所(受付分類担当)は、性別及び負傷部位を記載後、病院搬送救急隊へ提出する。 2 病院搬送救急隊は、氏名、年齢及び搬送救急隊名を記載し、救護担当指揮者へ提出した後、搬送する。
2枚目 搬送機関用	病院搬送救急隊	病院搬送救急隊は、搬送途上等において1枚目の未記入事項の調査及び記載をして持ち帰り、救護担当指揮者へ提出する。
3枚目 収容医療機関用	警防班 (病院担当)	警防班(病院担当)は、搬送先医療機関で、傷病者に表示してあるトリアジタグの調査内容を警防本部に報告する。

緊急度分類による搬送医療機関の決定は、次によるものとする。

- ① 第1順位……救命救急センター及び第3次医療機関へ搬送するものとするが、心肺蘇生法を継続している傷病者等緊急に救命措置を必要とするものは、直近の医療機関へ搬送する。
- ② 第2順位……第2次医療機関へ搬送する。
- ③ 第3順位……第1及び第2順位の傷病者の数と医療機関の収容能力を考慮し、その他の適応医療機関へ搬送する。
- ④ 第4順位……原則として搬送活動は行わない。

(消防団の出動)

第13条 消防団は、消防長が災害の状況等により必要と認めた場合に出動するものとする。

2 消防団部隊の指揮者は、現場到着したときは、速やかに現場指揮本部長に報告をする

とともに、警戒支援活動等の任務に従事するものとする。

(医療情報)

第14条 指令室は、集団救急事故が発生したときは、速やかに医療機関の傷病者の受入れ状況の調査に着手するとともに、その状況を現場指揮本部へ速報するものとする。

(報告及び広報)

第15条 現場指揮本部は、各班及び消防部隊から定期的に情報をとりまとめ、逐次警防本部へ報告するものとし、警防本部は別記第1号様式及び別記第2号様式により、災害情報を記録するものとする。

- 2 住民に対しては、状況に応じ広報活動を行うものとし、報道関係者に対しては、速報、中間情報、まとめ等段階的に発表するものとする。
- 3 住民に対する広報は、災害現場における二次災害又は活動による危険防止を重点に、拡声器等を活用して行うものとし、報道関係者に対する広報は、広報担当者が専従して行うものとする。

第4章 雜則

(訓練)

第16条 この要綱の円滑な運用を図るため、集団救急事故に関する訓練を実施するものとする。

- 2 総合訓練を実施する場合等、必要により関係機関の協力を求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年10月1日消防訓令第1号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日消防訓令第10号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から平成17年4月30日までの間における改正後の別表第2の規定の適用については、同表中「三条市」とあるのは、「三条地域」とする。

附 則(平成17年12月28日消防訓令第26号)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日消本訓令第10号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日消本訓令第4号)

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成25年3月29日消本訓令第6号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日消本訓令第5号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

集団救急事故出動計画表

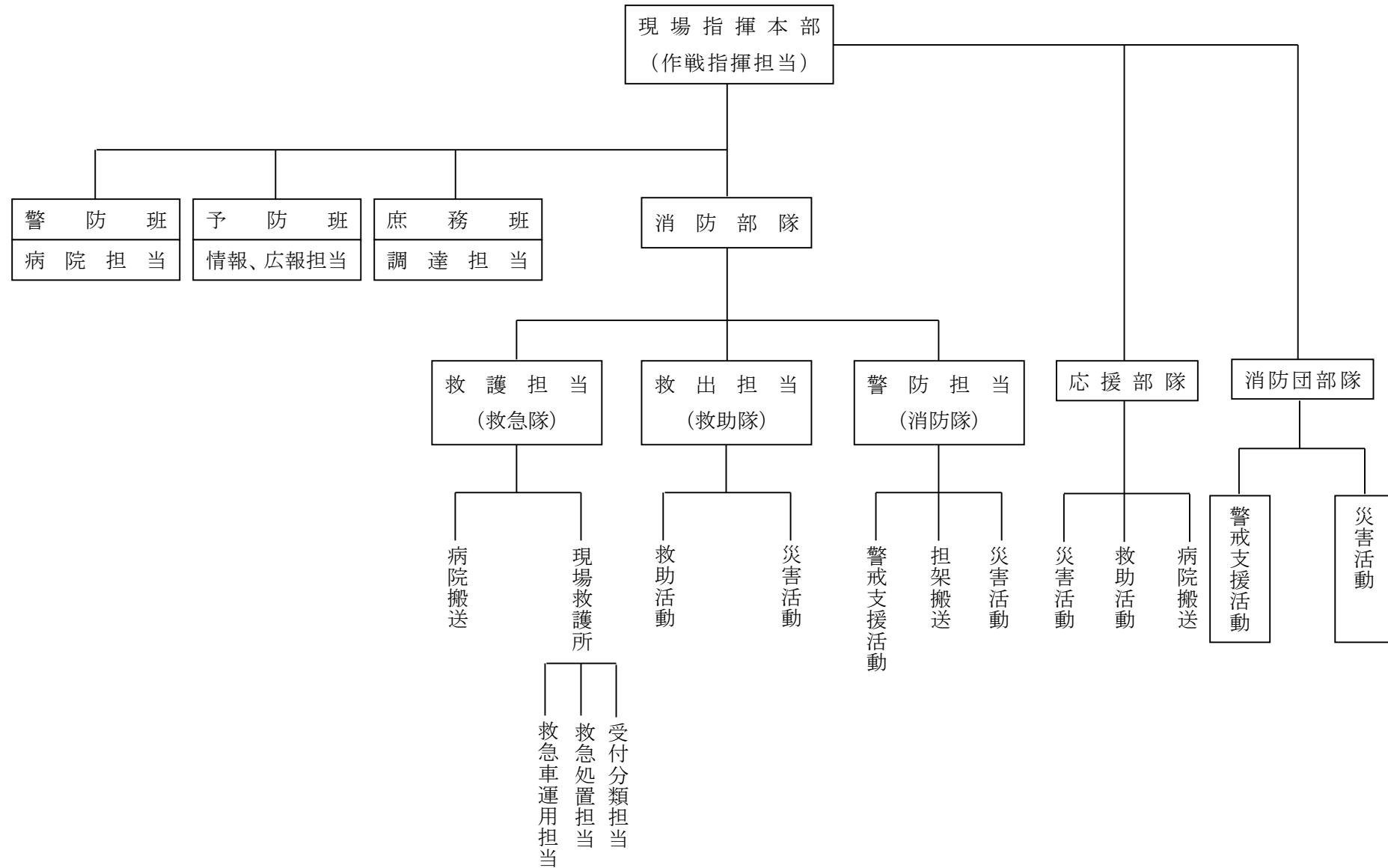
区分	出動隊	出動車両	摘要
第一出動	傷病者10人以上 救急分隊 4隊 救助分隊 2隊 消防分隊 1隊	指揮隊車 1台 救急車 4台 救助工作車 2台 ポンプ車又はタンク車 1台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出動部隊の編成は、直近編成運用とする。 ○ ポンプ車等で出動する分隊は連絡車等に分乗して2台出動とする。 (以下同じ。) ○ 非番招集を開始する。 (以下同じ。) ○ 必要により現場指揮本部及び現場救護所を設置する。(以下同じ。)
第二出動	傷病者20人以上 救急分隊 3隊 消防分隊 3隊	救急車 3台 ポンプ車又はタンク車 3台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 続発救急に備えるため、応援協定市町村に対して、必要に応じて応援出動要請を行う。(以下同じ。)
第三出動	傷病者30人以上 応援救急分隊 応援救助分隊 非番部隊	救急車 救助工作車 ポンプ車又はタンク車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出動隊及び出動車両は現場指揮本部の指揮者が決定する。
(注) 現場の状況に応じて、出動部隊の増減及び車両種別の変更をすることができる。			

別表第2 削除

別表第3 削除

別表第4(第9条関係)

現場指揮本部の編成



別表第5(第9条関係)

現場指揮本部の任務分担

担当\任務	担当者	任務
現場指揮 本部長	警防副本部長 又は署隊長	1 現場指揮本部の統括指揮 2 出動部隊の統括指揮
幕僚	署隊長 各班長 大隊長 本部長の指定する者	1 現場活動方針の検討 2 応援要請 3 消防団の運用 4 特命指揮(消防部隊の指揮) 5 本部長の命令事項
本部員	指揮隊	1 消防部隊の指揮補助 2 警防本部との情報連絡
警防班(病院担当)	警防副班長 班員	1 医療機関の収容状況等の調査 2 傷病者発生状況等の調査(別記様式1災害記録票により調査及び報告)
予防班 情報広報担当	予防副班長 班員	1 災害状況の調査及び速報(別記様式2災害速報記録票により速報) 2 住民又は報道機関に対する広報
庶務班(調達担当)	庶務副班長 班員	1 資器材等の調達、補給 2 関係機関との連絡、調整
(注) 現場指揮本部の編成は、現場の状況に応じて縮小することができる。		

別表第6(第10条関係)

現場救護所の任務分担

担当\任務	担当者	任務	備考欄
指揮者	救急小隊長	1 現地救護所の指揮 2 現場指揮本部との連絡 3 必要資器材の調達	
受付分類担当	救急隊員	1 搬入傷病者の記録 2 傷病者のトリアージ 3 トリアージタグの交付 4 収容場所の指示	現場に医師がいる場合は協力を求める。
救急処置担当	救急隊員	緊急度分類表に応じた救命処置及び応急処置	現場に医師がいる場合は、その指示に従って処置を行う。
救急車運用担当	救急隊員	1 緊急度分類表に基づく搬送順位の決定 2 救急車への収容人員の調整 3 搬送先医療機関の指示	

別表第7(第11条関係)

消防部隊の任務分担

担当	任務	担当隊	主要任務
救護担当	救急隊 応援救急隊		1 傷病者の病院搬送及び救急車運用担当との連絡 2 トリアージタグの記載及び提出 (1枚目→搬送前に現場救護所指揮者へ) (2枚目→搬送後に現場救護所指揮者へ) 3 医療機関の収容状況の情報収集及び報告
救出担当	救助隊 応援救助隊		1 傷病者の救出、救護及び二次災害の防止 2 救急隊及び医療救護班との連絡 3 現場指揮本部への要救助者の状況報告 4 救出及び救護完了後の情報収集
警防担当	消防隊 消防隊 消防団部隊	消防隊 消防団部隊	1 受付分類班との連絡 2 傷病者の担架搬送、介添歩行及び避難誘導 3 現場指揮本部への要救助者の状況報告 1 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限 2 災害現場及び傷病者搬送路の照明作業等 3 救出、救護の支援及び二次災害の防止

別表第8(第11条関係)

現場指揮本部及び現場救護所の設置用資機材

資機材名	保管場所	数量	備考
テント	消防本部庁舎	3張	
机	〃	3脚	
椅子	〃	3脚	
ホワイトボード	〃	2枚	
現場指揮本部旗	〃	1旗	
現場救護所旗	〃	1旗	
携帯無線機	〃	必要数	
拡声機	〃	1台	
照明器具	〃	必要数	
非常用担架	〃	20基	
保温用毛布	〃	40枚	
トリアージシート	〃	2組	
ブルーシート	〃	7枚	
非常用救急資器材	〃	必要数	
※その他必要資機材			

別表第9(第12条関係)

緊急度分類表

優先度	分類	色別	区分	傷病者の病態
第1順位	緊急治療群	赤	I	生理学的評価に異常があるもの 救命処置を必要とするもの
第2順位	非緊急治療群	黄	II	治療の遅延が生命危機に直接つながらないもの 歩行不能
第3順位	治療不要 若しくは軽処置群	緑	III	歩行可能 必ずしも専門医の治療を必要としないもの
第4順位	救命困難群 若しくは死亡群	黒	0	心肺蘇生を施しても蘇生の可能性の低いもの 又は死亡しているもの

別表第10(第12条関係)

ト リ ア 一 ジ ・ タ ッ グ				ト リ ア 一 ジ ・ タ ッ グ					
(搬送機関用)				(災害現場用)					
長岡市消防本部				長岡市消防本部					
No.	氏名(Name)		年齢(Age)	性別(Sex)	男(M)	女(F)			
住 所(Address)		電 話(Phone)		住 所(Address)		電 話(Phone)			
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名		トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名			
搬 送 機 関 名		収容医療機関名		搬 送 機 関 名		収容医療機関名			
トリアージ実施場所									
トリアージ実施機関 長岡市消防本部 他機関 ()			医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	トリアージ実施機関 長岡市消防本部 他機関 ()			医 師 救 急 救 命 士 そ の 他		
症状・傷病名等									
トリアージ区分	0	I	II	III	トリアージ区分	0	I	II	III

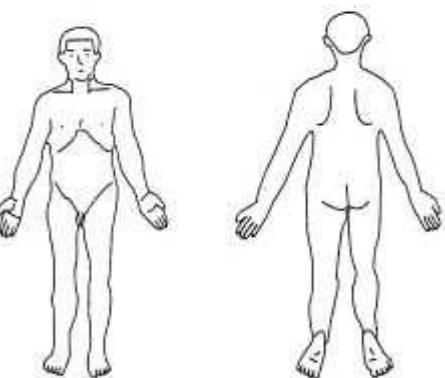
△ 2枚用 △

△ 1枚用 △

ト リ ア 一 ジ ・ タ ッ グ

<3枚目裏>

特記事項



負傷及び応急措置の状況等

0

I

II

III

ト リ ア 一 ジ ・ タ ッ グ

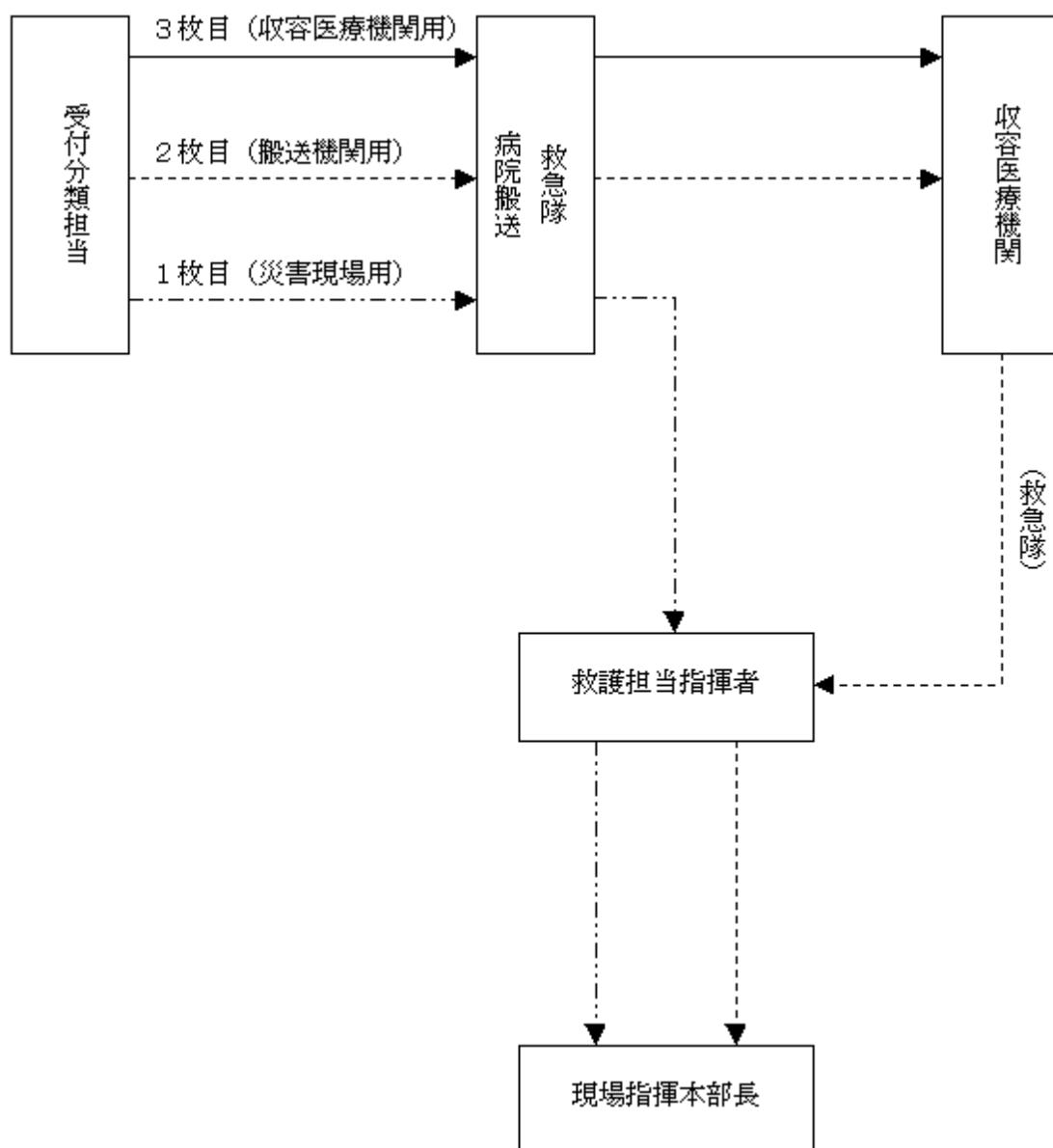
<3枚目表>

(収容医療機関用) 長岡市消防本部

No.	氏名(Name)		年齢(Age)	性別(Sex)
				男(M) 女(F)
住 所(Address)		電 話(Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名		
搬 送 機 関 名		収容医療機関名		
トリアージ実施場所				
トリアージ実施機関 長岡市消防本部 他機関 ()			医師 救急救命士 その他	
症状・傷病名等				
トリアージ区分		0	I	II III
(黒色)		0		
(赤色)		I		
(黄色)		II		
(緑色)		III		

別表第 11(第 12 条関係)

トリアージタグの流れ



別記第1号様式(第15条関係)

災 害 記 録 票

発生日時	月 日 (曜日) 時 分 億								
事故場所									
事故種別	1 火災 2 爆発 3 列車転覆 4 交通事故 5 飛行機事故 6 その他								
事故の概要									
傷病者一覧表									
N o	氏名	年令	性別	住所又は勤務地	傷病名	程度	収容病院名	取扱救急隊	備考

第2号様式(第15条関係)

災害速報記録票

1 発 生 日 時	月 日 午前 時 分 午後
2 発 生 場 所 (責任者等)	
3 気 象 状 況	天気 風位・風速 気温 湿度
4 覚 知 (通報内容等)	月 日 午前 時 分 午後
5 事 故 概 要 (見取図)	
6 原 因	